

令和5年2月定例会

(2023年)

市議会議案参考資料

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第1号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	-
議案第1号	吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の制定について	7	5
議案第2号	吹田市空家等の適切な管理に関する条例の制定について	11	11
議案第3号	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15	17
議案第4号	吹田市公平委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	17	19
議案第5号	吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	19	21
議案第6号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	21	25
議案第7号	吹田市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について	23	29
議案第8号	吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	25	31
議案第9号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	27	33
議案第10号	吹田市開発事業の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31	55
議案第11号	吹田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	35	59
議案第12号	本庁舎改修工事（建築工事）請負契約の締結について	37	63
議案第13号	本庁舎改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について	39	82
議案第14号	本庁舎改修工事（機械設備工事）請負契約の締結について	41	90
議案第15号	佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の締結について	43	99
議案第16号	（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について	45	111
議案第17号	吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について	47	113
議案第18号	吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室増築工事（建築工事）請負契約の一部変更について	49	115
議案第19号	包括外部監査契約の締結について	51	117
議案第20号	市道路線の認定及び廃止について	53	123
議案第21号	令和5年度吹田市一般会計予算	-	149
議案第22号	令和5年度吹田市国民健康保険特別会計予算	-	383
議案第23号	令和5年度吹田市部落有財産特別会計予算	-	-
議案第24号	令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算	-	-
議案第25号	令和5年度吹田市介護保険特別会計予算	-	393

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第26号	令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算	-	-
議案第27号	令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算	-	399
議案第28号	令和5年度吹田市病院事業債管理特別会計予算	-	-
議案第29号	令和5年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計 予算	-	405
議案第30号	令和5年度吹田市水道事業会計予算	-	407
議案第31号	令和5年度吹田市下水道事業会計予算	-	455
議案第32号	令和4年度吹田市一般会計補正予算（第14号）	57	481
議案第33号	令和4年度吹田市一般会計補正予算（第15号）	67	483
議案第34号	令和4年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4号）	211	-
議案第35号	令和4年度吹田市部落有財産特別会計補正予算（第1 号）	231	-
議案第36号	令和4年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算 （第3号）	239	-
議案第37号	令和4年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第3 号）	257	-
議案第38号	令和4年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第3号）	297	-
議案第39号	令和4年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算 （第2号）	317	-
議案第40号	令和4年度吹田市病院事業債管理特別会計補正予算 （第1号）	327	-
議案第41号	令和4年度吹田市水道事業会計補正予算（第4号）	335	-
議案第42号	令和4年度吹田市下水道事業会計補正予算（第4号）	355	519

吹田市規則第 号

吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和 年吹田市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（建築予定のマンションの概要の届出書の記載事項）

第 3 条 条例第 9 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新たに建築するマンションの所在地
- (2) 事業を行おうとする者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び法人にあっては、代表者の氏名
- (3) 建築面積、戸数等の建築物の概要
- (4) 竣工予定年月日及び分譲開始予定年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（建築予定のマンションの概要の変更の届出）

第 4 条 条例第 9 条の規定による届出をした事業者は、当該届出事項に変更があったときは、速やかに、当該変更に係る届出書を市長に提出しなければならない。

（新築マンションの管理に係る事項の届出等）

第 5 条 条例第 10 条第 1 項の届出は、新たに建築したマンション（以下「新築マンション」という。）の分譲を開始する 30 日前までに行わなければならない。

2 条例第 10 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新築マンション分譲事業者の氏名又は名称、住所又は所在地及び法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 新築マンションの名称及び所在地
- (3) 戸数、階数等の建築物の概要及び駐車場の整備状況
- (4) 分譲時に提案を予定している新築マンションの管理に係る次に掲げる事項
 - ア 管理形態
 - イ 管理費及び修繕積立金の額
 - ウ 修繕積立金の積立方式
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第 10 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 提案を予定している新築マンションに係る長期修繕計画書

(2) 提案を予定している建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の規定により定める規約（以下「管理規約」という。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（マンションの管理状況の届出）

第6条 条例第12条第1項の届出は、マンションの管理を開始した日から90日以内に行わなければならない。

2 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) マンションの名称及び所在地

(2) 管理組合の管理者等（管理者等が置かれていないときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等の代表者）の氏名及び連絡先

(3) 戸数、階数等の建築物の概要及び駐車場の整備状況

(4) 管理形態

(5) 管理規約の作成及び改正の経過

(6) 定期総会の開催状況及びその議事録の作成状況

(7) 管理費及び修繕積立金の額

(8) 大規模な修繕工事の実施状況

(9) 長期修繕計画の作成及び見直しの経過

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第12条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) マンションの名称

(2) 第2項第2号及び第4号に掲げる事項

4 条例第12条第3項の規定による届出書の提出は、5年ごとに行わなければならない。

5 条例第12条第3項の規定による届出書の提出期限は、当該届出をする年の9月末日とする。

6 条例第12条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 管理規約の改正経過

(2) 第2項第6号から第8号までに掲げる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（立入調査員証）

第7条 条例第14条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式）とする。

（委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新築マンションの分譲を開始する日が令和5年7月1日から同月30日までの間にある場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「新たに建築したマンション（以下「新築マンション」という。）の分譲を開始する30日前までに」とあるのは、「令和5年7月1日以後速やかに」とする。
- 3 条例附則第2項の届出は、令和5年9月30日までに行わなければならない。

(表)

		第	号
立入調査員証			
所 属		(写 真)	
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
上記の者は、吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第14条第1項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日 発行		年 月 日まで有効	
吹 田 市 長			印

(裏)

吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例 (令和5年吹田市条例第 号) (抜粋) (立入調査等)
第14条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、第12条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項に関し報告を求め、又はその職員に、管理組合の事務所等に立ち入り、当該届出に係る事項に関し質問させ、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(4)

吹田市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の制定について

マンション管理に関わる者の責務を明らかにするとともに、届出制度等マンションの管理に関して必要な事項を定めることにより、管理組合によるマンションの自律的で適切な管理を推進するため、条例を制定するものです。

※本条例においてマンションとは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「法」という。)第2条第1号に規定するマンション(いわゆる分譲マンション)を対象とします。

1 制定の趣旨

法改正により、令和4年(2022年)4月から地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の策定や、管理者等への助言、指導及び勧告、管理組合によるマンションの管理に関する計画の認定等が可能となりました。

マンションは私有財産の集合体であることから、本来は区分所有者等で構成される管理組合が主体的に管理を行うべきものです。しかし、担い手不足や管理への無関心などにより管理組合の機能が低下し、マンションが適切に維持管理されなくなると、最終的には管理不全に陥る恐れがあります。特に本市では、市内全世帯数のうちの3割を超える世帯がマンションに居住しているため、管理不全のマンションが発生すると、本市全体に対しても様々な面において多大な影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、マンションの管理に関する届出の義務化を規定し、管理組合によるマンションの自律的で適正な管理を推進するため、本条例及び規則を新たに定めるものです。

2 制定の内容

(1) 責務

マンションの管理には専門的知識を要する事項が多いため、それぞれが役割を認識するとともに、相互に連携して取組みを進めることが重要です。

- ・市
- ・所有者(管理組合、マンションの区分所有者等)
- ・事業者(マンション管理業者、新築マンション分譲事業者、宅地建物取引業者)

(2) 新築マンションの管理に関する事項の届出

分譲後に管理組合が適切な管理を行うために、分譲事業者に対し開発手続の段階から協議を行い、分譲時に購入予定者に提案を予定しているマンションの管理に関する項目を事前に届け出ることを義務付けます。

- ・マンションの概要（名称、所在地、戸数など）
- ・管理に関する計画の案（添付書類：管理規約及び長期修繕計画の案など）

(3) マンションの管理状況の届出

管理組合による自律的で適切な管理を促進するため、全ての管理組合に対し、基本的な項目の届出を義務付けます。

- ・マンションの概要（名称、所在地、戸数など）
- ・管理組合の運営状況（管理規約の有無、総会の開催状況など）
- ・建物の修繕に関する計画（長期修繕計画の有無、修繕の実施状況など）

3 施行期日等

令和5年（2023年）7月1日から施行します。

吹田市規則第 号

吹田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市空家等の適切な管理に関する条例（令和 年吹田市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（立入調査の事前通知）

第3条 条例第5条第2項の規定による立入調査を行うときは、その5日前までに、法定外空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）にその旨を書面により通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

（立入調査員証）

第4条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第4項及び条例第5条第3項の身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式）とする。

（公開による意見の聴取の実施）

第5条 条例第6条第5項の規定による請求は、同条第4項の通知書の交付を受けた日から5日以内に、書面その他の方法により行わなければならない。

2 条例第6条第7項の通知は、公開による意見の聴取を行う日の3日前までに、同条第3項の規定により命じようとする措置の内容並びに意見の聴取の期日及び場所を記載した書面により行う。

（命令の公表）

第6条 条例第6条第9項の公表の方法は、公告、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

2 条例第6条第9項の規定による公表を行うときは、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 命令に係る特定法定外空家等の所在地
- (2) 命令の内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

（命令違反の公表）

第7条 市長は、条例第7条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の規定による公表を行うときは、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 命令に係る特定空家等又は特定法定外空家等の所有者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 命令に係る特定空家等又は特定法定外空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項
（委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(表)

		第	号
立入調査員証			
所 属		(写 真)	
職 名			
氏 名			
生年月日	年 月 日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び吹田市空家等の適切な管理に関する条例第5条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日 発行		年 月 日まで有効	
吹 田 市 長			印

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
（抜粋）
第9条（略）
2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

吹田市空家等の適切な管理に関する条例（令和5年吹田市条例第 号）
（抜粋）
第5条（略）
2 市長は、次条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、法定外空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(3)

吹田市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

「吹田市空家等対策計画 2020」に基づく対策を推進するため、法では対応できない空家（長屋の一部空き住戸など）への措置や、緊急時の応急措置などを条例で定めるものです。

1 制定の趣旨

本市では、所有者等による適切な管理を促進することにより市民の生命等を保護し生活環境の保全を図るため、令和 2 年（2020 年）3 月、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、「吹田市空家等対策計画 2020」を策定し、総合的かつ計画的な空家等に関する対策を実施しています。

しかし、現在の法体系では、法の空家等（以下「空家等」という。）には該当しない「法定外空家等」（長屋の一部空き住戸など）への措置や、緊急時の応急措置ができないという課題があります。

これらの課題を解決し、本計画に基づく対策を進めるため、法に定めるもののほか、空家等や法定外空家等について必要な事項を条例及び規則で定めるものです。

2 制定の内容

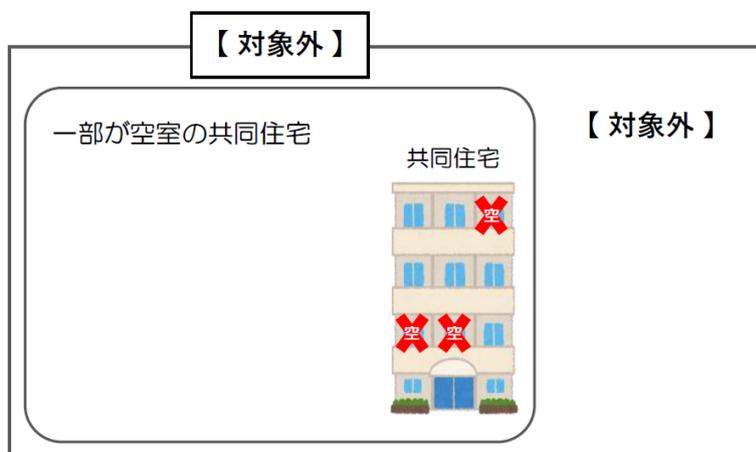
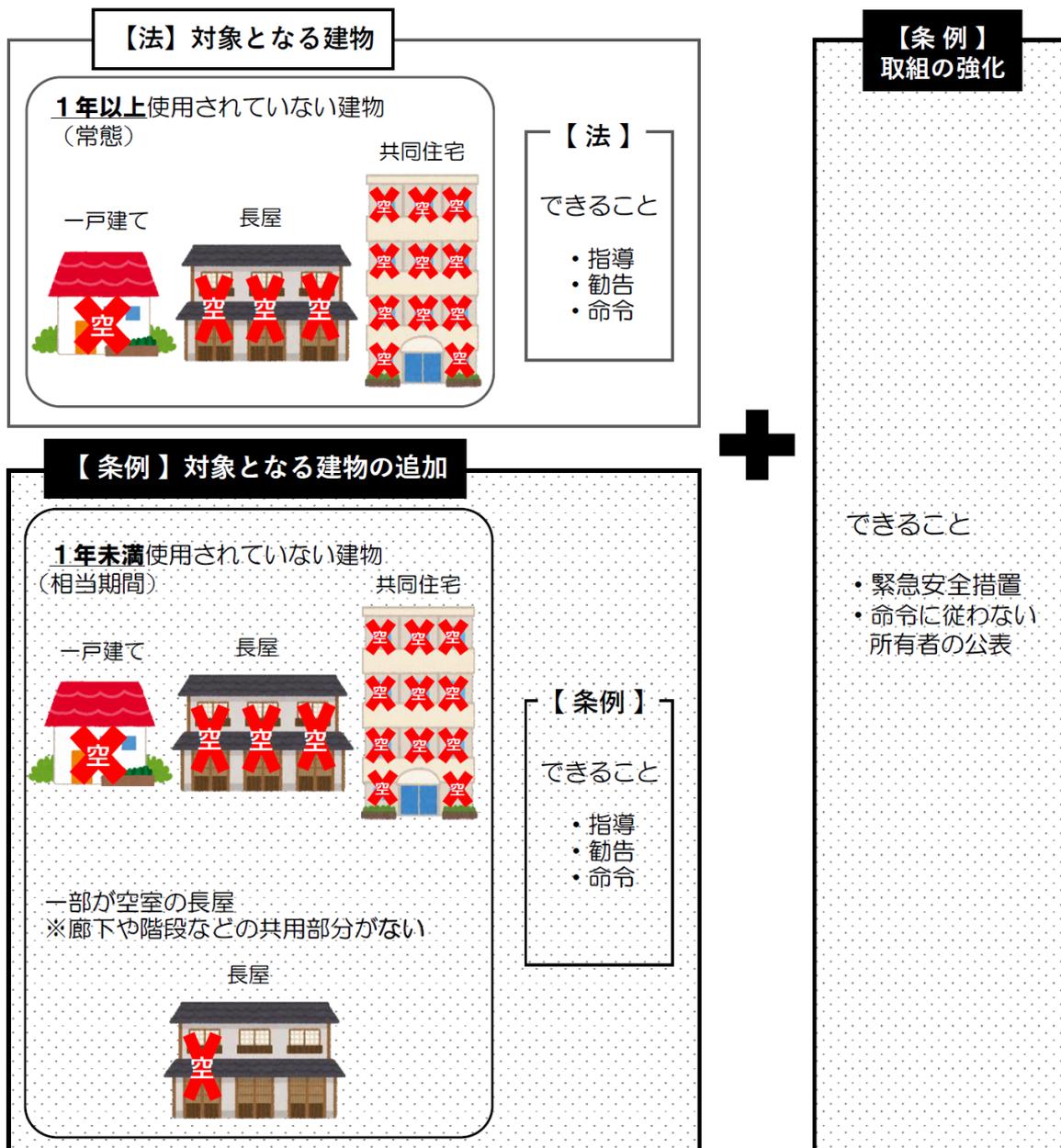
- (1) 使用がなされていないことが常態であるとまでは評価できない建築物及び相当期間にわたり使用がなされていない長屋の一部空き住戸についても、空家等と同様の対策が必要な建築物（法定外空家等）として位置づけ、法に準じた所有者又は管理者の責務を定めるとともに、法に準じた措置（立入調査、情報利用、特定空家等に対する指導、勧告、命令等）を行えることとします。
- (2) 建築物の所有者又は管理者は、空家等又は法定外空家等が適切に管理されないことにより、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあることを認識したうえで、所有又は管理する建築物の管理を適切に行うとともに、市が行う空家等及び法定外空家等に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- (3) 法定外空家等に関する対策の実施その他の法定外空家等に関する必要な措置等に関する市の責務を定めます。
- (4) 市長は、所有者又は管理者が周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる旨の命令に従わない場合において、当該者の氏名及び住所等を公表することができることとします。
- (5) 市長は、空家等及び法定外空家等の現況に、人の生命、身体、財産に被害を及ぼす差し迫った危険があるときは、当該建築物の所有者又は管理者の同意なく当該危険の除去のための必要最小限の措置を講ずることができ、当該措置に要した費用を当該建築物の所有者又は管理者に請求できることとします。

3 施行期日

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日

(1)

4 条例のイメージ



(2)

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第 1 1 条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日の前日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) } 3 } (4) } 5 }</p> <p>-----略-----</p>	<p>(期末手当) 第 1 1 条 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日の前日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) } 3 } (4) } 5 }</p> <p>-----略-----</p>

は改正箇所

吹田市公平委員会設置条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(設置) 第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため同法第 7 条第 3 項の規定に基づき、吹田市公平委員会を設置する。 (委員) 第 2 条 公平委員会の委員は、非常勤とする。</p>	<p>地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、同法第 7 条第 2 項の規定に基づき、公平委員会を設置する。</p>

は改正箇所

第1号関係

吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(対象者) 第2条 } 2 } 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな い。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者 (2) } } (5) }</p> <p>-----略-----</p>	<p>(対象者) 第2条 } 2 } 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな い。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者 (その保護を停止されている者を除く。) (2) } } (5) }</p> <p>-----略-----</p>

第2号関係

吹田市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現	行	案
<p>(対象者)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者</p> <p>(2) } 5 } (7) }</p> <p>略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者</p> <p>(2) } 5 } (7) }</p> <p>略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな</p> <p>い。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者</p> <p>(2) } 5 } (7) }</p> <p>略</p>

第3号関係

吹田市子どもの医療費の助成に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現	行	改	正	案
<p>(対象者) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな い。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者 (2) } (3) }</p>	<p>(対象者) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな い。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者 (2) } (3) }</p>	<p>-----略----- -----略-----</p>	<p>-----略----- -----略-----</p>	<p>(対象者) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな い。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者 (2) } (3) }</p>

吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の5の10 第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者等と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条の2第4項において準用する同条第1項において同じ。)は、200,000円を超えない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額(次項において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、30,000円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の5の10 第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者等と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条の2第4項において準用する同条第1項において同じ。)は、220,000円を超えない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額(次項において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額</p>

現 行	改 正 案
<p>(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額)に、<u>285,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額)に、<u>520,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p> <p>2 } 3 } 5 }</p>	<p>(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額)に、<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額)に、<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ }</p> <p>2 } 3 } 5 }</p>

吹田市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の理由

政令の一部改正に準じ、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 賦課限度額の引き上げ

ア 現行及び改正（案）

	現行	改正（案）
基礎賦課額（医療分）	65万円	据置き
後期高齢者支援金等賦課額	20万円	→ 22万円
介護納付金賦課額	17万円	据置き
計	102万円	→ 104万円（2万円の引上げ）

イ 限度額引き上げに伴う影響

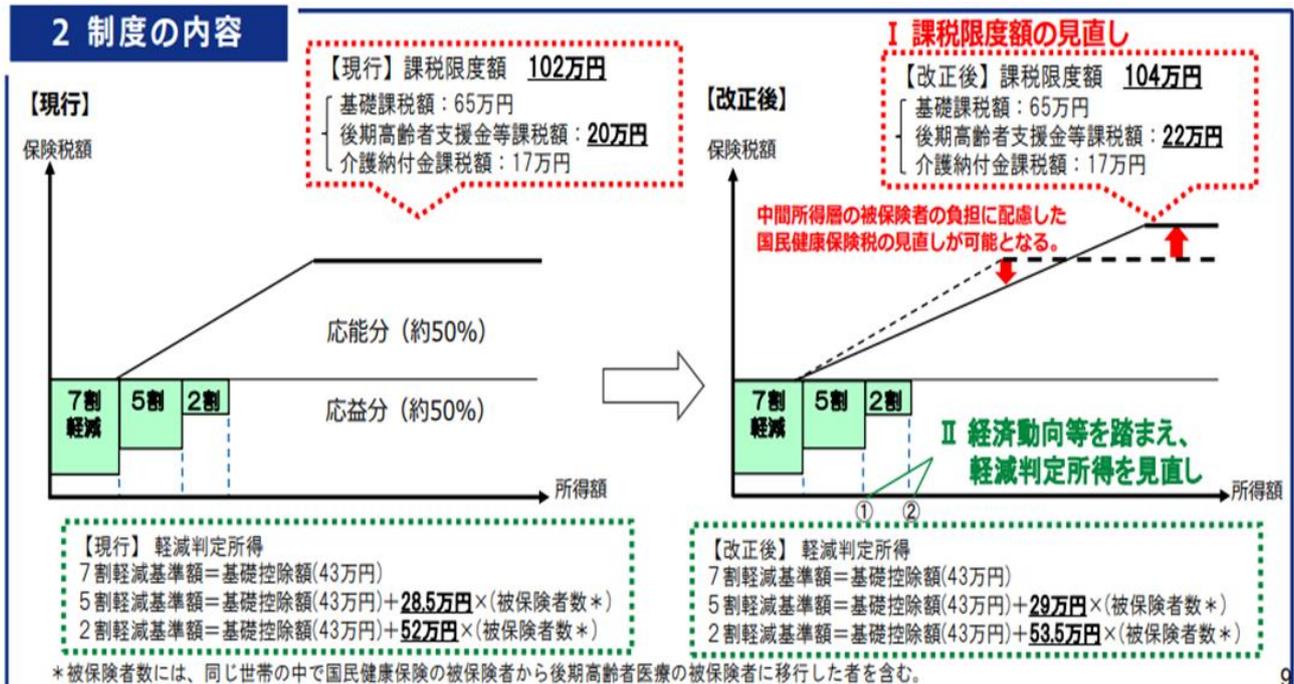
(ア) 高所得者層の保険料が引上げられます。

対象世帯数：約 950 世帯（国保世帯約 43,300 世帯のうち 2.2%）

(イ) 中間所得者層の、後期高齢者支援金等分の保険料が抑制されます。

対象世帯数：約 30,200 世帯（国保世帯約 43,300 世帯のうち 69.7%）

【厚生労働省ホームページより】



(2) 軽減判定基準の変更

ア 改正（案）

所得が一定基準以下の世帯に対して、政令・条例に基づき均等割・平等割（世帯割）の保険料をそれぞれ7割・5割・2割を軽減する措置がありますが5割・2割軽減について、軽減判定所得の見直しを行い、対象者を拡大します。

(ア) 5割軽減の所得基準

【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+28万5千円×（被保険者数）以下

【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+29万円×（被保険者数）以下

被保険者
1人当たり
+5,000円

(イ) 2割軽減の所得基準

【現行】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+52万円×（被保険者数）以下

【改正案】

世帯主と被保険者の所得合計が、
基礎控除額（43万円）+53万5千円×（被保険者数）以下

被保険者
1人当たり
+15,000円

イ 判定額引き上げに伴う影響

軽減基準額が拡大されることに伴い、低所得者に係る保険料が引き下げられます。

軽減世帯数（7割・5割・2割）が、20,750世帯→【改正後】20,980世帯

【内訳】・新たに2割軽減となる世帯・・・約150世帯

・2割から5割軽減に移行する世帯・・・約80世帯

(3) 出産育児一時金

出産育児一時金の支給額を8万円引き上げ

【現行】40.8万円 【改正案】48.8万円

(4) 施行期日

令和5年（2023年）4月1日

吹田市建築審査会条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(招集) 第3条 審査会の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。</p> <p>(1) 法の規定により同意を求められたとき。</p> <p>(2) } (3) } -----略-----</p> <p>(4) 市長の諮問があつたとき。</p> <p>(5) 4人以上の委員から招集の請求があつたとき。</p> <p>(6) その他会長が必要と認められたとき。</p>	<p>(招集) 第3条 審査会の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。</p> <p>(1) 法(他の法律において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により同意を求められたとき。</p> <p>(2) } (3) } -----略-----</p> <p>(4) <u>都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に掲げる高度地区について定める都市計画に基づき同意を求められたとき。</u></p> <p>(5) 市長の諮問があつたとき。</p> <p>(6) 4人以上の委員から招集の請求があつたとき。</p> <p>(7) その他会長が必要と認められたとき。</p>

は改正箇所

吹田市建築基準法施行条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
<p>第 1 1 条 次の表の中欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請 1 件につき、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。</p>			
号	事務	事務	金額
(1)	略	略	
⋮			
(8)	略	略	
(9)	略	法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の延べ面積の特例認定	27,000円
⋮			
(12)	略	略	
(13)	法第 5 5 条第 3 項各号の規定に基づく建築物の高さの許可	法第 5 5 条第 3 項又は第 4 項各号の規定に基づく建築物の高さの特例許可	160,000円
(14)	略	略	
⋮			
(35)	略	略	
2 } ⋮ } 4 }	略	略	160,000円
2 } ⋮ } 4 }	略	略	略

吹田市手数料条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表		別表	
1 } 5 }	略	1 } 5 }	略
6	宅地造成等規制法関係事務手数料	6	宅地造成及び特定盛土等規制法関係事務手数料
7 } 11 }	略	7 } 11 }	略
12	都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料	12	都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料
号	事務	号	事務
(1)	低炭素建築物新築等計画の認定又は変更認定（以下この表において「認定等」という。）の申請（変更認定の申請にあっては、申請に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法（低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準	(1)	低炭素建築物新築等計画の認定額は変更認定（以下この表において「認定等」という。）の申請（変更認定の申請にあっては、申請に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法（低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準
	申請1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる認定等の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 略 (1) (7)に掲げるもの以外の非住宅建築物で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合		申請1件につき次に掲げる額を合算した額 ア 次に掲げる認定等の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) 略 (1) (7)に掲げるもの以外の非住宅建築物で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下

現	行	改	正	案
<p>(以下この表において「技術的基準」という。)に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。)に対する審査(次号に該当するものを除く。)</p>	<p>するものであることを市長が認める方法により確認するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,500円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,600円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは168,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは271,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは353,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは424,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは497,300円、50,000平方メートル以上のものは643,400円</p> <p>(ウ) } -----略----- (エ) }</p> <p>(イ) 一戸建ての住宅で、(エ)に掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは41,400円、200平方メートル以上のものは46,000円</p> <p>(ロ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)</p>	<p>(以下この表において「技術的基準」という。)に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。)に対する審査(次号に該当するものを除く。)</p>	<p>この表において「誘導すべき基準」という。)に適合するものであることを市長が認める方法により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,500円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,600円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは168,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは271,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは353,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは424,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは497,300円、50,000平方メートル以上のものは643,400円</p> <p>(ウ) } -----略----- (エ) }</p> <p>(オ) (エ)に掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が誘導すべき基準に適合するものであることを建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ</p>	<p>この表において「誘導すべき基準」という。)に適合するものであることを市長が認める方法により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,500円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,600円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは168,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは271,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは353,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは424,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは497,300円、50,000平方メートル以上のものは643,400円</p> <p>(ウ) } -----略----- (エ) }</p> <p>(オ) (エ)に掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が誘導すべき基準に適合するものであることを建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第2号イ</p>

現 行	改 正 案
<p>で、登録住宅性能評価機関が技術的基準に適合すると認められたもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは51,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは147,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは223,500円、50,000平方メートル以上のものは339,400円</p> <p>(キ) 共同住宅等で(カ)に掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは81,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは133,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは225,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは322,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは632,400円、25,000平方メートル以上</p>	<p>(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「誘導仕様基準」という。）により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは22,400円、200平方メートル以上のものは23,900円</p> <p>(カ) 一戸建ての住宅で、(エ)及び(ハ)に掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは41,400円、200平方メートル以上のものは46,000円</p> <p>(キ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）で、登録住宅性能評価機関が技術的基準に適合すると認められたもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは51,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは</p>

現 行	改 正 案
<p>50,000平方メートル未満のものは1,116,900円、50,000平方メートル以上のものは2,050,900円</p> <p>(ウ) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）(ア)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）とあり、(エ)中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）とあり、及び(カ)中「登録住宅性能評価機関」とあるのを「登録住宅性能評価機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものに限る。）」と読み替えて、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(ア)から(ウ)までの規定を適用して算出した額及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(エ)から(カ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p>	<p>147,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは223,500円、50,000平方メートル以上のものは339,400円</p> <p>(ク) (キ)に掲げるもの以外の共同住宅等で、そのエネルギーの使用の効率性その他の性能が誘導すべき基準に適合するものであることを誘導仕様基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは39,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,300円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは119,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは328,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは554,600円、50,000平方メートル以上のものは971,100円</p> <p>(ケ) 共同住宅等で(キ)及び(ク)に掲げるもの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは81,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満</p>

現	行	改	正	案
	<p>メートル未満のものは112,900円、50,000平方メートル以上のものは171,300円</p> <p>(キ) 第1号ア(キ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは41,100円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは113,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは161,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは317,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは559,600円、50,000平方メートル以上のものは1,027,100円</p> <p>(ク) 第1号ア(ク)に掲げる建築物 同号ア(ク)の規定の例により算出した額</p> <p>イ } -----略----- ウ } -----略----- エ }</p>			<p>る。)と読み替えて、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(フ)から(ハ)までの規定を適用して算出した額及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(エ)から(カ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p> <p>イ } -----略----- ウ }</p>
		<p>(2) -----略-----</p> <p>(3) 低炭素建築物新築等計画の変更認定の申請（申請に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分が追加される場合を除く。）に対する審査</p>	<p>申請1件につき次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 次に掲げる変更認定の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(フ) } -----略----- (ハ) } -----略----- (エ) } -----略-----</p> <p>(カ) 第1号ア(カ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは11,800円、200平方メートル以上のものは12,600円</p> <p>(ク) 第1号ア(ク)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,300円、200平方メートル以上のものは23,600円</p>	

現		行		改正案	
場合を除く。)	ウ エ	-----略----- 第1号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額	ウ エ	-----略----- 第1号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額	(キ) 第1号ア(キ)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは46,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは74,600円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは112,900円、50,000平方メートル以上のものは171,300円
(5) 低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更であることの証明(変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)	ア イ ウ エ	-----略----- 第1号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額	ア イ ウ エ	-----略----- 第1号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額	(ク) 第1号ア(ク)に掲げる建築物 変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル以上20,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは34,300円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは60,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは90,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは165,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは
(6) 備考 13		-----略-----		-----略-----	

現 行	改 正 案
	<p>278,400円、50,000平方メートル以上 <u>のものは487,100円</u></p> <p>(ケ) 第1号ア(ケ)に掲げる建築物 変更 認定に係る建築物の部分の床面積の 合計が300平方メートル未満のものは 41,100円、300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のものは 67,400円、2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のものは 113,500円、5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のものは 161,900円、10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のものは 317,000円、25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のものは 559,600円、50,000平方メートル以上 のものは1,027,100円</p> <p>(ク) 第1号ア(ク)に掲げる建築物 同号 ア(ク)の規定の例により算出した額</p> <p>イ } -----略----- ス } エ }</p> <p>(4) 低炭素建築物新築等計画の変更 が軽微な変更であることの証明 (変更に係る低炭素建築物新築 等計画の評価方法が直近の認定 等に係る評価方法と同一である 場合を除く。)</p> <p>申請1件につき次に掲げる証明を受けよ うとする建築物の区分に応じ、それぞれ 次に定める額</p> <p>ア } -----略----- ス } ウ }</p>

現 行		改 正 案													
<p>14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保</td> <td>申請1件につき次に掲げる申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をい</td> </tr> </tbody> </table>		号	事務	金額	(1)	建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保	申請1件につき次に掲げる申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をい	<p>エ 第1号ア(ロ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額</p> <p>(5) 低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更であることの証明（変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）</p> <p>ア } ウ }</p> <p>エ 第1号ア(ロ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額</p> <p>(6) -----略-----</p> <p>備考 } 13 -----略-----</p> <p>14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保</td> <td>申請1件につき次に掲げる申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をい</td> </tr> </tbody> </table>		号	事務	金額	(1)	建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保	申請1件につき次に掲げる申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をい
号	事務	金額													
(1)	建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保	申請1件につき次に掲げる申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をい													
号	事務	金額													
(1)	建築物エネルギー消費性能確保計画（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保	申請1件につき次に掲げる申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をい													

現	行	改	案
<p>保計画をいう。以下この表において同じ。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「判定」という。）の申請に対する審査</p>	<p>う。以下この表において同じ。）に含まれる他の建築物（法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）であって、申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この表において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。）が認定建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第10条第1号ロに限る。）と同一であるもの 判定に係る建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上</p>	<p>保計画をいう。以下この表において同じ。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「判定」という。）の申請に対する審査</p>	<p>う。以下この表において同じ。）に含まれる他の建築物（法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）であって、申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この表において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この表において同じ。）が認定建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（建築物エネルギー消費性能向上計画が法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）が法第35条第1項各号に掲げる基準（以下この表において「性能向上基準」という。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「省令」という。）第10条第1号ロに定める評価方法に限る。）と同一であるもの 判定に係る建築物の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方</p>

現 行		改 正 案	
	<p>上5,000平方メートル未満のものは 91,600円、5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のものは 144,900円、10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のものは 182,900円、25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のものは 228,600円、50,000平方メートル以上の ものは319,900円</p> <p>イ アに掲げるもの以外の建築物（非住 宅建築物（住宅の用途に供する部分を 有しない建築物をいう。以下この表に おいて同じ。）で、省令第1条第1項 第1号口の基準に適合することが確認 できるものに限る。） 次に掲げる建 築物の区分に応じ、それぞれ次に定め る額</p> <p>(7) } -----略----- (1) } -----略----- ウ</p>		<p>メートル以上2,000平方メートル未満の ものは30,700円、2,000平方メートル以 上5,000平方メートル未満のものは 91,600円、5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のものは 144,900円、10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のものは 182,900円、25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のものは 228,600円、50,000平方メートル以上の ものは319,900円</p> <p>イ アに掲げるもの以外の建築物（非住 宅建築物（住宅の用途に供する部分を 有しない建築物をいう。以下この表に おいて同じ。）で、消費性能基準に適 合するものであることを省令第1条第 1項第1号口に定める基準により評価 するものに限る。） 次に掲げる建築 物の区分に応じ、それぞれ次に定める 額</p> <p>(7) } -----略----- (1) } -----略----- ウ</p>
(2)	-----略-----	(2)	-----略-----
(3)	-----略-----	(3)	-----略-----
(4)	<p>建築物エネルギー消費性能向上 計画（法第34条第3項各号に 掲げる事項の記載のないものに 限る。）の認定又は変更認定 （以下この表において「認定 額 ア 次に掲げる認定等の申請をしよう とする建築物の区分に応じ、それぞれ に定める額</p>	<p>申請1件につき次に掲げる額を合算した 額 申請1件につき次に掲げる額を合算した 額</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上 計画（法第34条第3項各号に 掲げる事項の記載のないものに 限る。）の認定又は変更認定 （以下この表において「認定 額</p>

現	行	改 正 案
<p>等」という。)の申請(変更認定の申請にあっては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る建築物の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が追加される場合に該当するものを除く。)</p>	<p>(7) -----略----- (1) (7)に掲げるもの以外の非住宅建築物で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準に適合することが確認できるもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは126,300円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円、50,000平方メートル以上のものは641,100円 (ウ) } -----略----- (エ) } -----略----- (イ) 一戸建ての住宅で、(エ)に掲げるものの認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは39,100円、200平方メートル以上のものは43,700円 (ロ) 共同住宅等(共同住宅、長屋その</p>	<p>掲げる事項の記載のないものに限る。)の認定又は変更認定(以下この表において「認定等」という。)の申請(変更認定の申請にあっては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が追加される場合に該当するものを除く。)</p>
<p>ア 次に掲げる認定等の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) -----略----- (1) (7)に掲げるもの以外の非住宅建築物で、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この表において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。)に適合するものであることを省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは126,300円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円、50,000平方メートル以上のものは641,100円</p>	<p>ア 次に掲げる認定等の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (7) -----略----- (1) (7)に掲げるもの以外の非住宅建築物で、法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この表において「建築物エネルギー消費性能誘導基準」という。)に適合するものであることを省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準により評価するもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは126,300円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円、50,000平方メートル以上のものは641,100円</p>	

現 行	改 正 案
<p>他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。)で、登録住宅性能評価機関が性能向上基準に適合すると認められたもの認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは51,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは147,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは223,500円、50,000平方メートル以上のものは339,400円</p> <p>(キ) 共同住宅等で、<u>（カ）</u>に掲げるものの以外の認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは78,700円、300平方メートル未満のものは78,700円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは131,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは223,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは339,400円</p>	<p>(ウ) } -----略----- (エ) } (オ) (エ)に掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであることを省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準（以下この表において「誘導仕様基準」という。）により評価するもの認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,100円、200平方メートル以上のものは21,600円</p> <p>(カ) 一戸建ての住宅で、<u>（エ）及び（オ）</u>に掲げるもの以外のもの認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは39,100円、200平方メートル以上のものは43,700円</p> <p>(キ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）で、登録住宅性能評価機関が性能向上基準に適合すると認められたもの認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは51,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは147,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは223,500円、50,000平方メートル以上のものは339,400円</p>

現 行	改 正 案
<p>ものは320,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは630,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,114,700円、50,000平方メートル以上のものは2,048,600円</p> <p><u>(ク)</u> 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この表において同じ。）(ア)中「法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）とあり、(エ)中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」とあり、(エ)中「登録住宅性能評価機関」とあり、及び(五)中「登録住宅性能評価機関」とあるのを「登録住宅性能評価機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものに限る。）」と読み替えて、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(ア)から(ウ)までの規定を適用して算出した額及び住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等と</p>	<p>5,000平方メートル未満のものは51,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは147,700円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは223,500円、50,000平方メートル以上のものは339,400円</p> <p><u>(ク)</u> <u>(キ)</u>に掲げるもの以外の共同住宅等で、<u>建築物エネルギー消費性能評価基準に適合するものであることを誘導仕様基準により評価するもの</u>（<u>認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは37,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは65,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは117,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは326,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは552,300円、50,000平方メートル以上のものは968,800円</u></p> <p><u>(ケ)</u> 共同住宅等で、<u>(キ)及び(ク)</u>に掲げる</p>

現	行	改	正	案
	<p>みなして(エ)から(キ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p> <p>イ } -----略-----</p> <p>ウ }</p>			
(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第3項各号に掲げる事項の記載があるものに限る。）の認定等の申請に対する審査（変更認定の申請にあっては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が直近の建築物エネルギー消費性能向上計画と同一である1の建築物に係る申請の部分を除く。）	<p>法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物について、1の建築物ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないとき、床面積の合計が増加するとき又は当該建築物が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に追加されるとき 第4号アの(7)から(イ)まで及び(ハ)から(キ)まで中「建築物の部分」とあるのを「1の建築物」と読み替えて、同号アの(7)から(ク)までの規定を適用して算出した額の合計額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請を行う場合であってアに定める場合以外の場合 第7号アの(7)から(イ)まで及び(ハ)から(キ)まで中「建築物の部分」とあるのを「1の建築物」と読み替えて、同号アの(7)から(ク)までの規定を適用して算出した額の合計額</p>		<p>もの以外のもの 認定等に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは78,700円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは131,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは223,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは320,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは630,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,114,700円、50,000平方メートル以上のものは2,048,600円</p> <p>(ロ) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この表において同じ。） (7)中「法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」とあり、(イ)中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。））」とあり、及び(ハ)中「登録住宅性能評価機関</p>	

現 行		改 正 案	
(6)	-----略-----		
(7)	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のないものに限る。）の変更認定の申請（申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分が追加される場合を除く。）に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のあるものに限る。）の認定等の申請に対する審査（変更認定の申請にあつては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が直近の建築物エネルギー消費性能向上計画と同一である1の建築物に係る申請の部分を除く。）</p>	<p>関」とあるのを「登録住宅性能評価機関（登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものに限る。）」と読み替えて、住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(ア)から(ウ)までの規定を適用して算出した額及び住宅の部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(エ)から(イ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p> <p>イ } -----略----- ウ }</p>
(5)	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のあるものに限る。）の認定等の申請に対する審査（変更認定の申請にあつては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が直近の建築物に係る申請の部分を除く。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画（法第34条第3項各号に掲げる事項の記載のあるものに限る。）の認定等の申請に対する審査（変更認定の申請にあつては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が直近の建築物に係る申請の部分を除く。）</p>	<p>法第34条第3項に規定する申請建築物及び他の建築物について、1の建築物ごとに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないとき、床面積の合計が増加するとき又は当該建築物が認定建築物エネルギー消費性能向上計画に追加されるとき 第4号アの(ア)から(ウ)まで及び(カ)から(キ)までの規定中「建築物の部分」とあるのを「1の建築物」と読み替えて、同号アの(ア)から(キ)までの規定を適用して算出した額の合計額</p>

現 行		改 正 案	
	<p>171,300円</p> <p>(キ) 第4号ア(キ)に掲げる建築物 変更 認定に係る建築物の部分の床面積の 合計が300平方メートル未満のものは 40,000円、300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のものは 66,200円、2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のものは 112,300円、5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のものは 160,800円、10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のものは 315,800円、25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のものは 558,400円、50,000平方メートル以上 のものは1,025,900円</p> <p>(ク) 第4号ア(ク)に掲げる建築物 同号 ア(ク)の規定の例により算出した額</p> <p>イ } -----略----- ウ } エ }</p>		
(8)	<p>建築物エネルギー消費性能向上 計画の変更が軽微な変更である ことの証明（変更に係る建築物 エネルギー消費性能向上計画の 評価方法（証明を受けようとする 計画について、法第34条第 3項各号に掲げる事項の記載が</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上 計画（法第34条第3項各号に 掲げる事項の記載のないものに 限る。）の変更認定の申請（申 請に係る建築物エネルギー消費 性能向上計画の評価方法が当該 建築物エネルギー消費性能向上 計画の直近の認定等に係る評価 方法と同一でない場合及び認定 等に係る建築物の部分が追加さ れる場合を除く。）に対する審 査</p>	<p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画 の変更認定の申請を行う場合であって アに定める場合以外の場合 第7号ア の(ア)から(ウ)まで及び(カ)から(ケ)までの規 定中「建築物の部分」とあるのを「1 の建築物」と読み替えて、同号アの(ア) から(カ)までの規定を適用して算出した 額の合計額</p> <p>-----略-----</p> <p>(6)</p> <p>(7) 建築物エネルギー消費性能向上 申請1件につき次に掲げる額を合算した 額</p> <p>ア 次に掲げる変更認定の申請をしよ うとする建築物の区分に応じ、それぞ れ次に定める額</p> <p>(ア) } -----略----- ウ } エ)</p> <p>(オ) 第4号ア(オ)に掲げる建築物 変更 認定に係る建築物の部分の床面積の 合計が200平方メートル未満のものは 10,700円、200平方メートル以上の ものは11,400円</p> <p>(カ) 第4号ア(カ)に掲げる建築物 変更 認定に係る建築物の部分の床面積の 合計が200平方メートル未満のものは 20,200円、200平方メートル以上の ものは22,500円</p> <p>(キ) 第4号ア(キ)に掲げる建築物 変更</p>

現		行		改 正 案	
	ある場合にあっては、証明を受けようとする建築物に係る部分に限る。)が直近の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)	受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額			
(9)	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更であることの証明(変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)	<p>証明を受けようとする1の建築物ごとに次に掲げる証明を受けようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア } -----略-----</p> <p>イ } -----略-----</p> <p>ウ } -----略-----</p> <p>エ 第4号ア(ウ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額</p>			<p>認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,100円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは46,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは74,600円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは112,900円、50,000平方メートル以上のものは171,300円</p> <p>(ウ) 第4号ア(ウ)に掲げる建築物 変更</p> <p>認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは19,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは33,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは59,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは89,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは164,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは277,300円、50,000平方メートル以上</p>
(10)	建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	<p>申請1件につき次に掲げる認定の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ アに掲げるもの以外の非住宅建築物で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することが確認できるもの認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは126,300円、</p>			

現	行	改	正	案
	<p>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円、50,000平方メートル以上のものは641,100円</p> <p>ウ } -----略----- エ }</p> <p>オ エに掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、<u>省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(3)の国土交通大臣が定める基準並びに同号イ(2)(i)又は(ii)及び同号ロ(2)に定める基準</u>（クにおいて「仕様基準等」という。）に適合することが確認できるもの <u>認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>は20,100円、200平方メートル以上のものは21,600円</p> <p>カ } -----略----- キ } ク キに掲げるもの以外の共同住宅等で、<u>仕様基準等に適合することが確認できるもの</u> <u>認定に係る建築物の部分</u></p>	<p>のものは486,000円</p> <p>（ケ）<u>第4号ア(ケ)に掲げる建築物</u> <u>変更認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは66,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは112,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは160,800円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは315,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは558,400円、50,000平方メートル以上のものは1,025,900円</u></p> <p>（コ）<u>第4号ア(コ)に掲げる建築物</u> <u>同号ア(コ)の規定の例により算出した額</u></p> <p>イ } -----略----- ウ } エ }</p> <p>（8）<u>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更であること</u>の証明（<u>変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法</u>（証明を受けようとする計画について、<u>法第34条第3項各号に掲げる事項の記載が</u></p>	<p>証明を受けようとする1の建築物ごとに次に掲げる証明を受けようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア } -----略----- ウ }</p> <p>証明を受けようとする建築物ごとに次に掲げる証明を受けようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア } -----略----- ウ }</p> <p>第4号ア(コ)に掲げる建築物 証明を</p>	

現 行	改 正 案
<p>の床面積の合計が300平方メートル未満のものは37,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは65,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは117,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは326,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは551,300円、50,000平方メートル以上のものは966,800円</p> <p>ケ } -----略----- コ }</p>	<p>受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額</p> <p>ア } -----略----- イ } -----略----- ウ } -----略----- エ 第4号ア(イ)に掲げる建築物 証明を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなしてアからウまでの規定を適用して算出した額</p>
<p>(11) -----略-----</p> <p>備考 } 15 } -----略----- 16 }</p>	<p>(9) ある場合にあつては、証明を受けようとする建築物に係る部分に限る。)が直近の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が軽微な変更であることの証明(変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)</p> <p>(10) 建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査</p> <p>申請1件につき次に掲げる認定の申請をしようとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ アに掲げるもの以外の非住宅建築物で、消費性能基準に適合するものであつて、消費性能基準に適合するものであることを省令第1条第1項第1号口に定める基準により評価するもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは99,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは126,300円、1,000</p>

現 行	改 正 案
	<p>平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは166,200円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは269,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは351,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは421,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは495,000円、50,000平方メートル以上のものは641,100円</p> <p>ウ } -----略----- エ }</p> <p>オ エに掲げるもの以外の一戸建ての住宅で、<u>消費性能基準に適合するものであることを省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及び同号ロ(2)又は(3)に定める基準</u>（クにおいて「仕様基準等」という。）により<u>評価するもの</u> 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,100円、200平方メートル以上のものは21,600円</p> <p>カ } -----略----- キ }</p> <p>ク キに掲げるもの以外の共同住宅等で、<u>消費性能基準に適合するものであることを仕様基準等により評価するもの</u> 認定に係る建築物の部分の床面積</p>

現	行	改 正 案
		<p>の合計が300平方メートル未満のものは37,600円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは65,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは117,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは177,600円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは326,000円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは551,300円、50,000平方メートル以上のものは966,800円</p>
		<p>ケ } コ }</p>
		<p>(11) } 備考 } 15 } 16 }</p>
		<p>-----略-----</p>
		<p>-----略-----</p>

吹田市開発事業の現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } { } (3) }</p> <p>(4) 中規模等開発事業 中規模開発行為、中規模建築行為、位置指定道路築造行為、対象工作物築造行為及び対象宅地造成行為をいう。</p> <p>(5) } { } (6) }</p> <p>(7) 位置指定道路築造行為 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路(以下「位置指定道路」という。)の築造をいう。</p> <p>(8) -----略-----</p> <p>(9) 対象宅地造成行為 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の許可又は同法第11条の協議を要する宅地の造成をいう。</p> <p>(10) -----略-----</p> <p>(11) 建築行為 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の計画の通知(第12条において「確認申請等」という。)を要する建築物の築造をいう。</p> <p>(12) } { } (19) }</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } { } (3) }</p> <p>(4) 中規模等開発事業 中規模開発行為、中規模建築行為、位置指定道路築造行為、対象工作物築造行為、対象宅地造成行為及び私道(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第2号、第3号若しくは第5号又は同法第2項に規定する道路に該当するものに限る。)を変更し、又は廃止する行為をいう。</p> <p>(5) } { } (6) }</p> <p>(7) 位置指定道路築造行為 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路(以下「位置指定道路」という。)の築造をいう。</p> <p>(8) -----略-----</p> <p>(9) 対象宅地造成行為 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項本文の許可又は同法第15条第1項の協議を要する宅地造成をいう。</p> <p>(10) -----略-----</p> <p>(11) 建築行為 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の計画の通知(第12条において「確認申請等」という。)を要する建築物の築造、大規模</p>

現 行	改 正 案
<p>(1)の開発事業とみなす場合)</p> <p>第8条 2以上の開発事業が、<u>一団の土地</u>(1の建築物の敷地であった土地その他一体的な利用がなされていた土地及び所有者が同一であった土地をいう。)又は隣接した土地において同時に又は引き続き行われ、かつ、全体として一体的な土地の利用をし、又は一体的な土地の造成を行うものとなることが見込まれるときは、これらの開発事業を1の開発事業とみなす。</p> <p>2 前項の規定は、先行する開発事業の目的である全ての建築物について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により検査済証が交付された日以後に行う開発事業については、適用しない。次の各号のいずれかに該当する開発事業についても、同様とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 先行する開発事業について<u>宅地造成等規制法第13条第2項の検査済証の交付</u>のあった日から1年を経過した日以後に行う開発事業</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>(4) <u>先行する開発事業との間に、開発事業者間の関連性が認められない開発事業</u></p> <p>(大規模開発事業の構想の届出)</p> <p>第12条 大規模開発事業者は、大規模開発事業に係る設計等(法第30条第1項第3号に規定する設計又は確認申請等に係る計画を作成することをいう。)に着手する前に、<u>大規模開発事業構想届出書</u>(以下「<u>構想届出書</u>」という。)に<u>事業区域内の土地の所有者の同意書</u>を添えて、<u>市長</u>に提出しなければならない。ただし、<u>規則</u></p>	<p>の修繕又は大規模の模様替をいう。</p> <p>(12) } { (19)</p> <p>-----略-----</p> <p>(1)の開発事業とみなす場合)</p> <p>第8条 2以上の開発事業が、1の建築物の敷地であった土地その他一体的な利用がなされていた土地、<u>所有者が同一であった土地又は隣接した土地</u>において同時に又は引き続き行われ、かつ、これらの<u>開発事業が全体として一体的な土地の利用をし、若しくは一体的な土地の造成を行うものとなることが見込まれるときその他開発事業の内容に関連性があるときは</u>、これらの開発事業を1の開発事業とみなす。</p> <p>2 前項の規定は、先行する開発事業の目的である全ての建築物について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により検査済証が交付された日以後に行う開発事業については、適用しない。次の各号のいずれかに該当する開発事業についても、同様とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 先行する開発事業について<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第17条第2項の検査済証</u>(<u>同条第3項の規定により当該検査済証とみなされる検査済証を含む。</u>)の交付のあった日から1年を経過した日以後に行う開発事業</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>(大規模開発事業の構想の届出)</p> <p>第12条 大規模開発事業者は、大規模開発事業に係る設計等(法第30条第1項第3号に規定する設計又は確認申請等に係る計画を作成することをいう。)に着手する前に、<u>大規模開発事業構想届出書</u>(以下「<u>構想届出書</u>」という。)を<u>市長</u>に提出しなければならない。ただし、<u>規則</u>で定める大規模建築行為については、この限り</p>

現 行	改 正 案
<p>で定める大規模建築行為については、この限りでない。</p> <p>(事前協議の承認)</p> <p>第19条 大規模開発事業者は、第12条から第17条まで(第14条を除く。)の <u>手続を完了したときは、大規模開発事業事前協議承認申請書(以下「大規模事前協 議承認申請書」という。)を市長に提出し、説明報告書に関する事項又は見解書若 しくは再見解書に関する事項について確認を受けた上で、次章に定める開発事業の 基準等に関する事項について協議し、承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 中規模等開発事業者は、中規模等開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確 認その他これらに類する行為の申請等をする前に、<u>中規模等開発事業事前協議承認 申請書(以下「中規模等事前協議承認申請書」という。)を市長に提出した上で、 次章に定める開発事業の基準等に関する事項について協議し、承認を受けなければ ならない。</u>この場合において、<u>中規模開発行為又は中規模建築行為(低層建築物の 建築を目的とする中規模建築行為にあつては、事業区域の面積が500平方メートル 以上ものに限る。)</u>については、<u>事業区域内の土地の所有者の同意書</u>を中規模等事 前協議承認申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 } -----略-----</p> <p>5 } -----略-----</p> <p>(変更協議の承認等)</p> <p>第25条 } -----略-----</p> <p>2 } -----略-----</p> <p>3 } -----略-----</p>	<p>でない。</p> <p>(事前協議の承認)</p> <p>第19条 大規模開発事業者は、第12条から第17条まで(第14条を除く。)の <u>手続を完了したときは、大規模開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認そ の他これらに類する行為の申請等をする前に、大規模開発事業事前協議承認申請書 (以下「大規模事前協議承認申請書」という。)を市長に提出し、説明報告書に関 する事項又は見解書若しくは再見解書に関する事項について確認を受けた上で、次 章に定める開発事業の基準等に関する事項について協議し、承認を受けなければな らない。</u></p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 中規模等開発事業者は、中規模等開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確 認その他これらに類する行為の申請等をする前に、<u>中規模等開発事業事前協議承認 申請書(以下「中規模等事前協議承認申請書」という。)を市長に提出した上で、 次章に定める開発事業の基準等に関する事項について協議し、承認を受けなければ ならない。</u></p> <p>4 } -----略-----</p> <p>5 } -----略-----</p> <p>(変更協議の承認等)</p> <p>第25条 } -----略-----</p> <p>2 } -----略-----</p> <p>3 } -----略-----</p> <p>4 前条第1項の規定は、大規模開発事業者が<u>変更協議承認申請書</u>を提出した場合に ついて準用する。この場合において、<u>同項中「大規模事前協議承認申請書」とある</u></p>

_____は改正箇所

現	行	改	正	案
				<p>のは「変更協議承認申請書」と、「大規模事前協議承認通知書」とあるのは「変更協議承認通知書」と読み替えるものとする。</p>

吹田市下水道条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(排水設備の接続方法等) 第7条 -----略-----</p> <p>2 排水設備の新設等をする場合の排水管の内径及び排水渠の断面積は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 汚水のみを排除する排水管（第3号に規定するものを除く。）の内径は、次に掲げる排水人口の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとし、排水渠の断面積は、それぞれ当該排水管の内径と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 150人以上300人未満 150ミリメートル以上</p> <p>ウ 300人以上600人未満 200ミリメートル以上</p> <p>エ 600人以上 250ミリメートル以上</p> <p>(2) 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管（次号に規定するものを除く。）の内径は、次に掲げる排水面積の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとし、排水渠の断面積は、それぞれ当該排水管の内径と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 200平方メートル以上600平方メートル未満 150ミリメートル以上</p> <p>ウ 600平方メートル以上 200ミリメートル以上</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>(改善命令等)</p>	<p>(排水設備の接続方法等) 第7条 -----略-----</p> <p>2 排水設備の新設等をする場合の排水管の内径及び排水渠の断面積は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 汚水のみを排除する排水管（第3号に規定するものを除く。）の内径は、次に掲げる排水人口の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとし、排水渠の断面積は、それぞれ当該排水管の内径と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 150人以上300人未満 125ミリメートル以上</p> <p>ウ 300人以上500人未満 150ミリメートル以上</p> <p>エ 500人以上 200ミリメートル以上</p> <p>(2) 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管（次号に規定するものを除く。）の内径は、次に掲げる排水面積の区分に応じ、それぞれ次に定める長さとし、排水渠の断面積は、それぞれ当該排水管の内径と同程度以上の流下能力のあるものとする。</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 200平方メートル以上400平方メートル未満 125ミリメートル以上</p> <p>ウ 400平方メートル以上600平方メートル未満 150ミリメートル以上</p> <p>エ 600平方メートル以上1,500平方メートル未満 200ミリメートル以上</p> <p>オ 1,500平方メートル以上 250ミリメートル以上</p> <p>(3) -----略-----</p> <p>(改善命令等)</p>

現 行	改 正 案
<p>第20条 市長は、使用者が第17条の規定に違反する下水を公共下水道に排除して いるときは、その者に対し、期限を定めて下水の水質を改善することを命じ、又は 公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全するため若しくは公共下水道 若しくは流域下水道からの放流水を法第8条（法第25条の18）において準用する 場合を含む。）の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、下水の排 除を一時停止することを命ずることができる。除書施設管理責任者がその業務を怠 つたことにより第17条の規定に違反する下水が公共下水道に排除されるおそれが ある場合も、同様とする。</p>	<p>第20条 市長は、使用者が第17条の規定に違反する下水を公共下水道に排除して いるときは、その者に対し、期限を定めて下水の水質を改善することを命じ、又は 公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全するため若しくは公共下水道 若しくは流域下水道からの放流水を法第8条（法第25条の30）において準用する 場合を含む。）の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、下水の排 除を一時停止することを命ずることができる。除書施設管理責任者がその業務を怠 つたことにより第17条の規定に違反する下水が公共下水道に排除されるおそれが ある場合も、同様とする。</p>

吹田市下水道条例の一部改正について

1 改正の理由

本市下水道行政を進めるにあたり、下水道に関する技術進歩等により実態と合致しなくなった箇所について、見直しを行うものです。

2 改正の内容

排水設備の新設等をする際に、排水人口や排水面積の区分により規定している排水管の内径の基準を一部見直すとともに、大規模な敷地（排水面積 1500 m²以上）における排水管の内径の基準を追加します。

(1) 汚水のみを排除する排水管

(現行)

排水人口	必要管径
150 人未満	φ 100 以上
150 人以上 300 人未満	φ 150 以上
300 人以上 600 人未満	φ 200 以上
600 人以上	φ 250 以上

(改正案)

排水人口	必要管径
150 人未満	φ 100 以上
150 人以上 300 人未満	φ <u>125</u> 以上
300 人以上 <u>500</u> 人未満	φ <u>150</u> 以上
<u>500</u> 人以上	φ <u>200</u> 以上

(2) 雨水又は雨水を含む下水を排除する排水管

(現行)

排水面積	必要管径
200 m ² 未満	φ 100 以上
200 m ² 以上 600 m ² 未満	φ 150 以上
600 m ² 以上	φ 200 以上

(改正案)

排水面積	必要管径
200 m ² 未満	φ 100 以上
<u>200 m²以上 400 m²未満</u>	φ <u>125</u> 以上
<u>400 m²以上 600 m²未満</u>	φ 150 以上
<u>600 m²以上 1500 m²未満</u>	φ 200 以上
<u>1500 m²以上</u>	φ <u>250</u> 以上

(注) 必要管径の単位は mm (ミリメートル)、下線は改正箇所

3 施行期日

令和 5 年 (2023 年) 7 月 1 日

本庁舎改修工事（建築工事）

- 1 請負金額 1,444,179,000円

- 2 請負者 松村組・エーユー特定建設工事共同企業体
代表者 大阪市北区天満1丁目3番21号
株式会社松村組大阪本店
取締役常務執行役員本店長 上野 稔
構成員 吹田市原町1丁目4番13号
株式会社エーユー
代表取締役 小川 翔輝

- 3 その他 別途発注工事
 - (1) 本庁舎改修工事（電気設備工事）
（議案第13号参照）
 - (2) 本庁舎改修工事（機械設備工事）
（議案第14号参照）
 - (3) 本庁舎改修工事（ガス設備工事）
今後発注予定
 - (4) 本庁舎改修工事（植栽工事）
今後発注予定

営 業 の 沿 革

株式会社松村組

	創 業	明治27年10月 1日 (1894年)
創 業 後 の 沿 革	組織を株式会社に変更 資本金2,000千円	大正 8年 7月15日 (1919年)
	資本金を増額 資本金79,999千円	大正 8年 7月16日 (1919年)
	建設業者登録 建設大臣(イ)第285号 土、建、 大、と、石、屋、電、管、夕、鋼、ほ、内、機、 園、水	昭和24年10月29日 (1949年)
	資本金を増額 資本金80,000千円	昭和30年 3月11日 (1955年)
	資本金を増額 資本金100,000千円	昭和32年 1月31日 (1957年)
	資本金を増額 資本金120,000千円	昭和34年 9月 1日 (1959年)
	資本金を増額 資本金150,000千円	昭和36年 1月31日 (1961年)
	資本金を増額 資本金300,000千円	昭和38年10月 1日 (1963年)
	資本金を増額 資本金540,000千円	昭和39年 4月 1日 (1964年)
	資本金を増額 資本金1,000,000千円	昭和41年 4月 1日 (1966年)
	資本金を増額 資本金1,500,000千円	昭和44年 8月 1日 (1969年)
	資本金を増額 資本金2,250,000千円	昭和47年 8月 1日 (1972年)
	建設業者許可 建設大臣特49第4100号 土、建、 大、と、石、屋、電、管、夕、鋼、ほ、内、機、 園、水	昭和49年 5月15日 (1974年)
	資本金を増額 資本金2,500,000千円	昭和50年 1月30日 (1975年)
	資本金を増額 資本金3,000,000千円	昭和50年12月 1日 (1975年)
	建設業者許可 建設大臣特7第4100号 機 廃業	平成11年10月 1日 (1999年)
資本金を増額 資本金16,000,000千円	平成16年 3月31日 (2004年)	
資本金を減額 資本金13,030,000千円	平成16年 4月27日 (2004年)	

(2)

営 業 の 沿 革

株式会社松村組

創 業 後 の 沿 革	資本金を減額 資本金0千円 資本金を増額 資本金1,250,000千円	平成18年 4月12日 (2006年)
	資本金を減額 資本金1,000,000千円	平成18年12月14日 (2006年)
	資本金を減額 資本金500,000千円	平成23年 1月31日 (2011年)
	資本金を減額 資本金100,000千円	平成23年 4月20日 (2011年)
	資本金を増額 資本金220,000千円 資本金を増額 資本金310,000千円	平成23年 8月 4日 (2011年)
	東京支店 営業所(東京本店)の名称の変更	平成23年11月14日 (2011年)
	資本金を増額 資本金405,000千円 資本金を増額 資本金500,000千円	平成24年 2月10日 (2012年)
	京都営業支店 営業所(京都支店)の名称の変更 横浜営業所 営業所(横浜支店)の名称の変更	平成24年 4月 1日 (2012年)
	建設業許可 国土交通大臣特24第4100号 左、 筋、しゅ、板、ガ、塗、防、絶、具 業種追加	平成24年 5月31日 (2012年)
	山陰営業所 営業所の廃止	平成24年 8月31日 (2012年)
	神戸営業所 営業所の廃止	平成25年 4月30日 (2013年)
	横浜営業所 営業所の廃止	平成25年 5月 8日 (2013年)
	沖縄営業所 営業所の新設	平成26年 1月 1日 (2014年)
	静岡営業所 営業所の廃止	平成26年 1月31日 (2014年)
	福知山営業所 営業所の廃止	平成26年 7月31日 (2014年)
	福知山営業所 営業所の新設(再開)	平成28年10月 1日 (2016年)
	名古屋支店 営業所の移転	平成30年 2月13日 (2018年)
	東京本店 営業所(東京支店)の名称の変更	平成30年 7月 1日 (2018年)
	建設業許可 国土交通大臣特30第4100号 解 業 種追加	平成30年10月 3日 (2018年)
	沖縄営業所 営業所の移転	令和 2年 1月20日 (2020年)

(3)

営業の沿革

株式会社松村組

創業後の沿革	沖縄営業所 営業所の廃止	令和 2年 3月 1日 (2020年)
	建設業許可 国土交通大臣特2第4100号 園 廃業	令和 4年 4月 1日 (2022年)
	福知山営業所 営業所の廃止	令和 4年 6月 1日 (2022年)
	福知山営業所 営業所の新設 (再開)	令和 4年 11月 1日 (2022年)
	札幌支店 営業所の移転	令和 4年 11月 14日 (2022年)

(4)

株式会社松村組

貸借対照表

(令和 4年 3月31日現在)

(単位 百万円)

[資産の部]	
1 流動資産	23,844
2 固定資産	1,195
資産合計	25,040
[負債の部]	
1 流動負債	10,099
2 固定負債	721
負債合計	10,821
[純資産の部]	
1 資本金	500
2 利益剰余金	13,719
純資産合計	14,219
負債純資産合計	25,040

損益計算書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

(単位 百万円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	38,095
(2)売上原価	34,010
売上総利益	4,085
(3)販売費及び一般管理費	2,011
営業利益	2,073
2 営業外損益	
(1)営業外収益	130
(2)営業外費用	5
経常利益	2,199
[特別損益の部]	
1 特別利益	0
2 特別損失	104
税引前当期純利益	2,095
法人税、住民税及び事業税	415
当期純利益	1,680

(6)

(変更届用)

委任状

令和 4 年 6 月 2 日

吹田市長 宛

申請者 所在地 東京都千代田区三番町2番地
商号又は名称 株式会社 松村組
代表者役職名・氏名 代表取締役社長 村上 修

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 大阪市北区天満1丁目3番21号
商号又は名称 株式会社 松村組
支店等の名称 大阪本店
役職名・氏名 取締役常務執行役員本店長 上野 稔

記

1 委任事項

- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

認定変更日 から 吹田市入札参加資格有効期限 まで

(7)

営 業 の 沿 革

株式会社エーユー

創 業		昭和43年 5月 1日 (1968年)
創 業 後 の 沿 革	社名変更 山縣建設から山縣建設工業に変更	昭和54年 1月 1日 (1979年)
	大阪府知事許可(般-56)第60131号 建	昭和56年10月16日 (1981年)
	山縣建設工業株式会社設立	昭和59年 1月14日 (1984年)
	大阪府知事許可(般-59)第68469号 具	昭和59年10月12日 (1984年)
	社名変更 山縣建設工業株式会社から株式会社エーユーに変更	平成 2年12月10日 (1990年)
	大阪府知事許可(般-59)第68469号 具 廃業	平成 3年10月15日 (1991年)
	資本金を増額 資本金4,000万円	平成 4年 6月 4日 (1992年)
	大阪府知事許可(般-4)第68469号 塗 業種追加	平成 4年10月30日 (1992年)
	資本金を増額 資本金7,500万円	平成 6年 4月12日 (1994年)
	本店移転(旧住所)吹田市佐竹台2-5 アブルー 南千里丘202号(新住所)吹田市岸部南3-22-1	平成 7年 1月12日 (1995年)
	大阪府知事許可(特-7)第68469号 石、鋼、ほ、しゅ、水	平成 7年12月 1日 (1995年)
	大阪府知事許可(特-10)第68469号 園 業種追加	平成10年 4月17日 (1998年)
	大阪府知事許可(特-12)第68469号 土、と、石、鋼、ほ、しゅ、塗、園、水 (般-12) 建	平成12年12月 1日 (2000年)
	摂津営業所設置	平成13年 2月 1日 (2001年)
	代表取締役 松本哲次辞任 佐川弘司就任	平成14年 7月 5日 (2002年)
	大阪支店設置 摂津営業所廃止 大阪府知事許可(般-4)第68469号 園 廃業	平成14年12月16日 (2002年)
	大阪府知事許可(特-14)第68469号 建、大、左、屋、夕、筋、板、ガ、防、内、絶、具	平成15年 3月14日 (2003年)
大阪支店廃止	平成25年 2月 4日 (2013年)	

(8)

営 業 の 沿 革

株式会社エーユー

創 業 後 の 沿 革	本店移転（旧住所）吹田市岸部南3-22-1 （新住所）吹田市原町1-4-13	平成25年 7月 1日 （2013年）
	代表取締役 佐川弘司辞任 小川翔輝就任	平成30年 3月30日 （2018年）
	大阪府知事許可（特-30）第68469号 解 業種追 加	平成30年12月 7日 （2018年）

株式会社エーユー

貸借対照表

(令和 3年 8月31日現在)

(単位 千円)

[資産の部]		
1	流動資産	723,501
2	固定資産	7,186
資産合計		730,687
[負債の部]		
1	流動負債	248,280
2	固定負債	0
負債合計		248,280
[純資産の部]		
1	資本金	75,000
2	利益剰余金	407,407
純資産合計		482,407
負債純資産合計		730,687

損益計算書

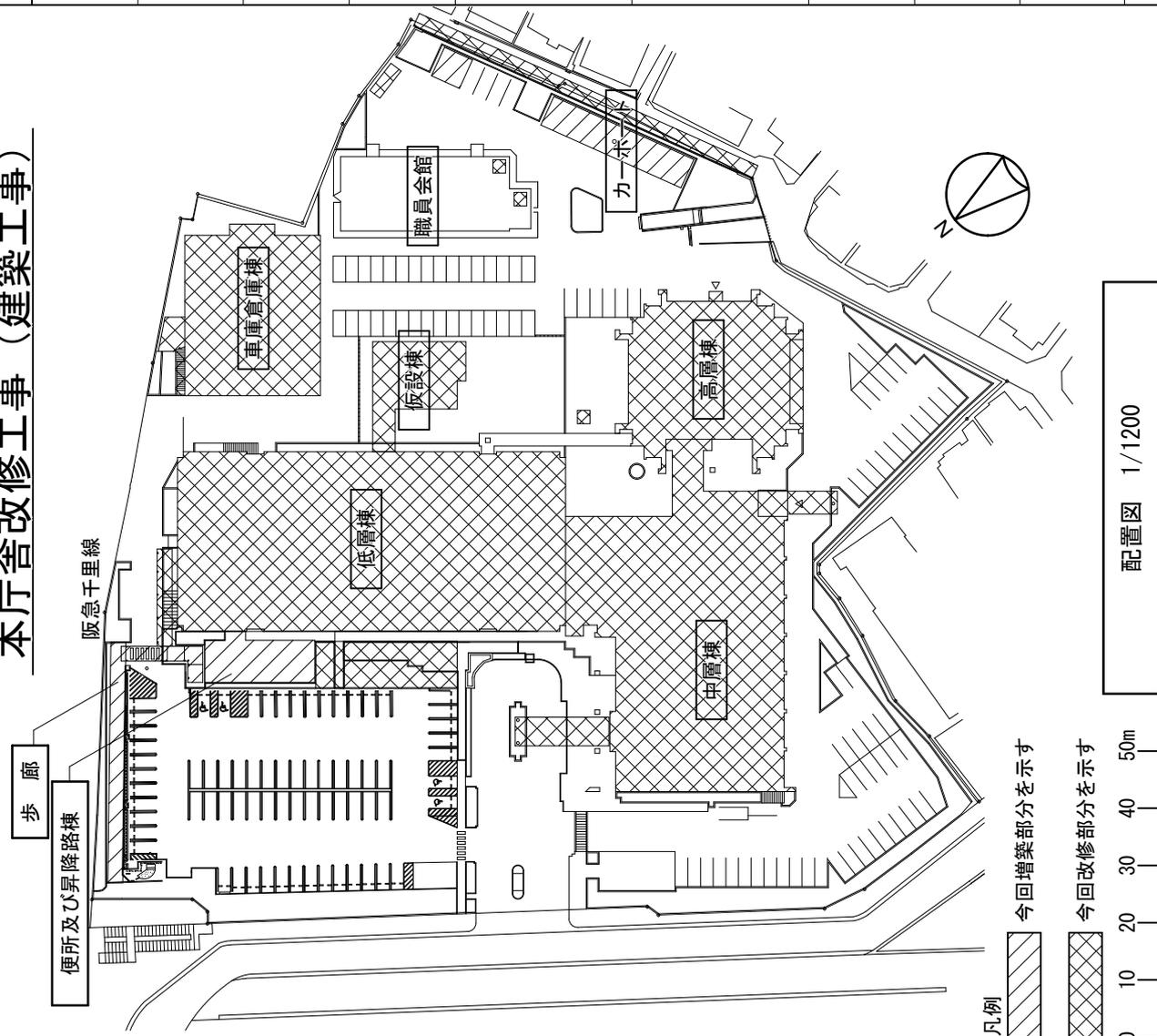
自 令和 2年 9月 1日

至 令和 3年 8月31日

(単位 千円)

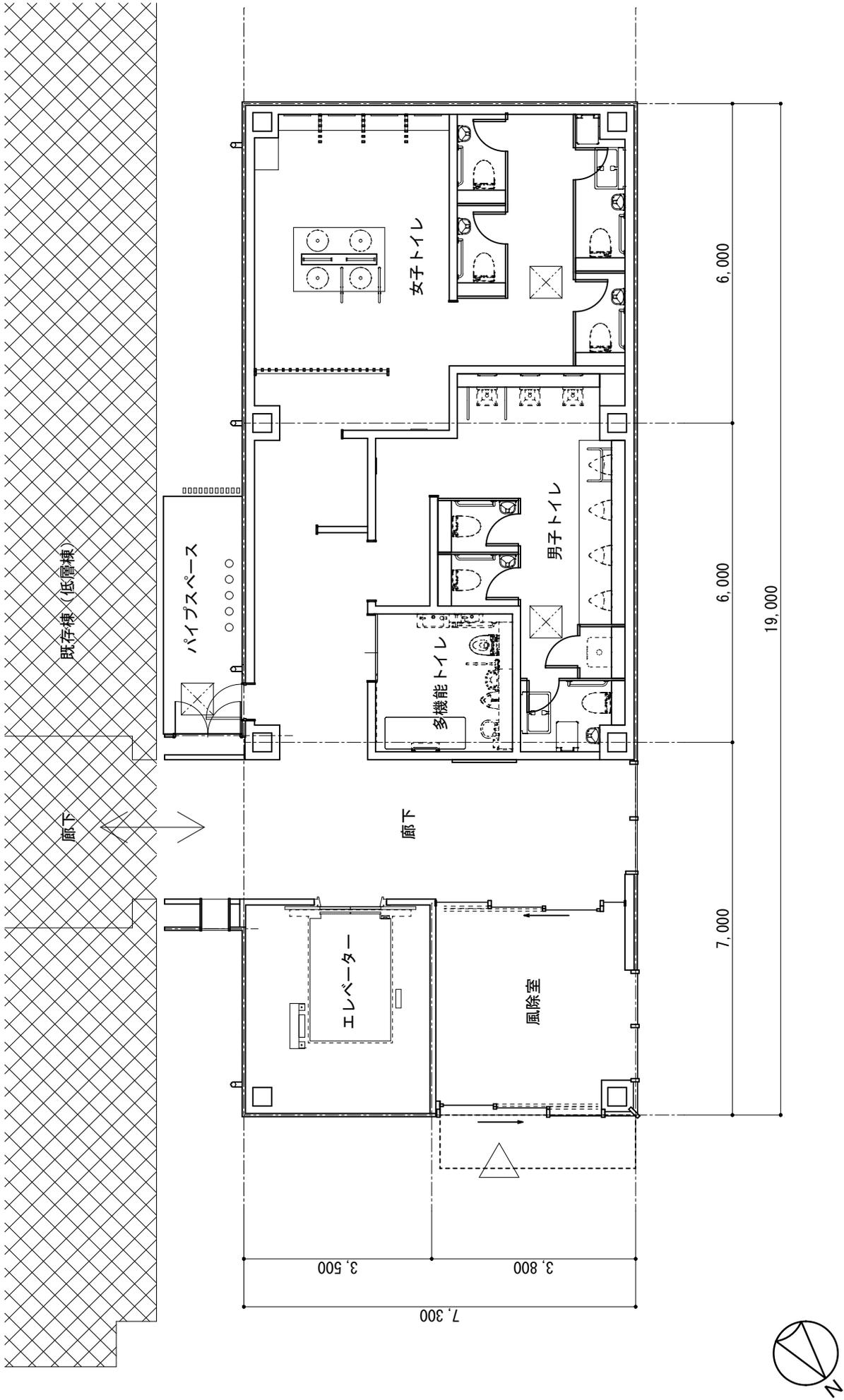
[経常損益の部]		
1	営業損益	
	(1)売上高	2,292,853
	(2)売上原価	2,199,872
	売上総利益	92,981
	(3)販売費及び一般管理費	25,044
	営業利益	67,936
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	28
	(2)営業外費用	1,841
	経常利益	66,124
[特別損益の部]		
1	特別利益	0
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	66,124
	法人税、住民税及び事業税	20,159
	当期純利益	45,965

本庁舎改修工事（建築工事）



(12)

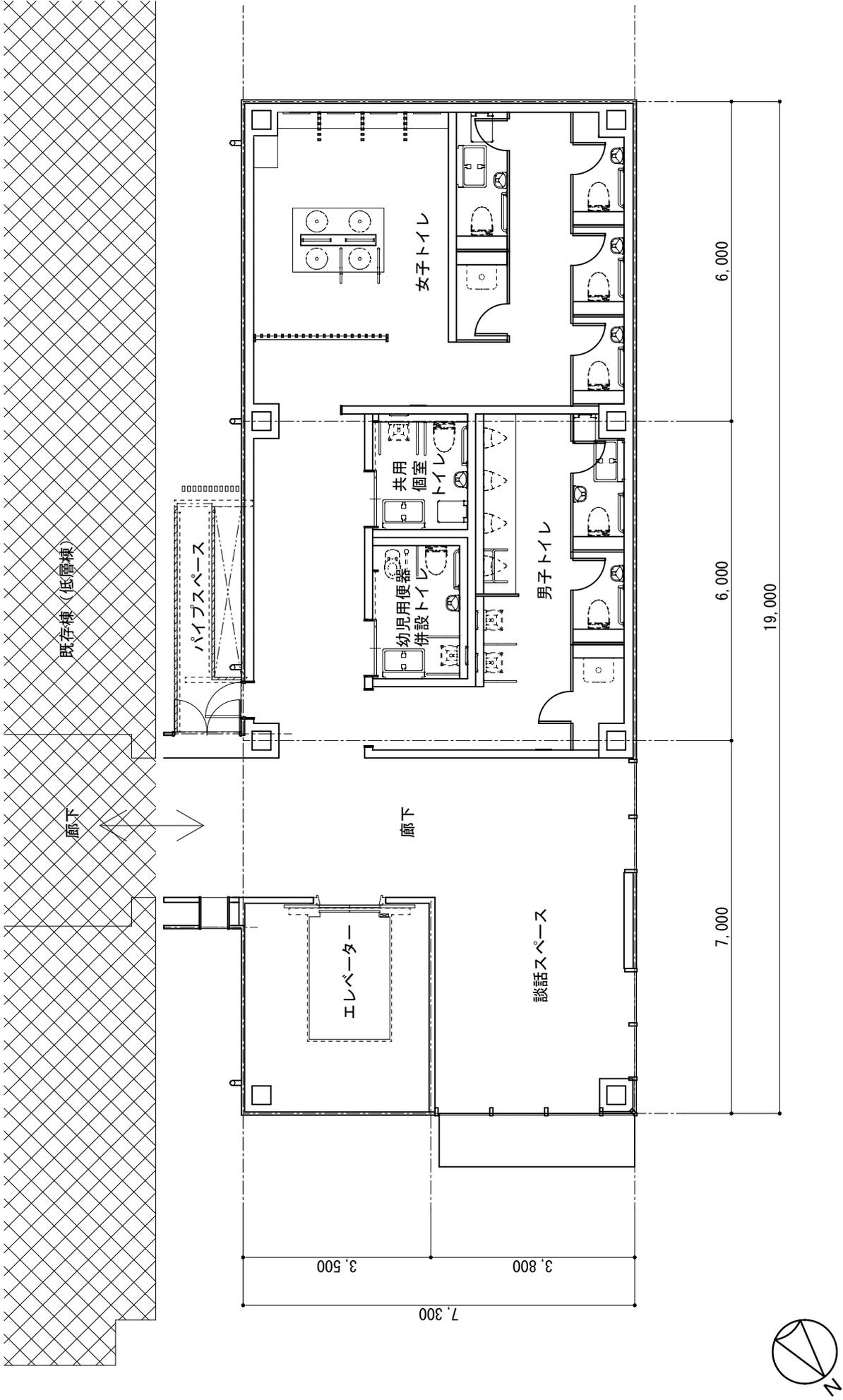
工事概要	
便所及び昇降路棟	構造・階数 鉄骨造 地上3階 延床面積 435㎡ 工事内容 増築工事 構造・階数 鉄骨造 地上1階 建築面積 113㎡ 工事内容 増築工事 構造・階数 鉄骨造 地上1階 延床面積 178㎡ 工事内容 増築工事
歩廊	構造・階数 鉄骨造 地上1階 建築面積 113㎡ 工事内容 増築工事 構造・階数 鉄骨造 地上1階 延床面積 178㎡ 工事内容 増築工事
カーポート	構造・階数 鉄骨造 地上1階 延床面積 178㎡ 工事内容 増築工事
低層棟	構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 延床面積 7,072㎡ 工事内容 外壁改修工事、建具改修工事、既存トイレ改修工事等 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階
中層棟	延床面積 9,027㎡ 工事内容 屋上防水改修工事(一部)、建具改修工事、既存トイレ改修工事(1階・2階)、特定天井改修工事、昇降機設備更新工事 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上9階 地下1階
高層棟	延床面積 8,010㎡ 工事内容 屋上防水改修工事、建具改修工事、既存トイレ改修工事(1階・2階)、昇降機設備更新工事 構造・階数 鉄骨造 地上2階
仮設棟	延床面積 393㎡ 工事内容 外壁改修工事 構造・階数 鉄骨造 地上2階
車庫倉庫棟	延床面積 1,330㎡ 工事内容 小荷物専用昇降機設備更新工事 構造・階数 鉄骨造 地上1階
車庫 (ポンプ室含む)	延床面積 340㎡ 工事内容 撤去工事
外構等	工事内容 擁壁の撤去工事及び設置工事等



凡例
 既存棟 (低層棟) を示す

便所及び昇降路棟 1階平面図 1/100

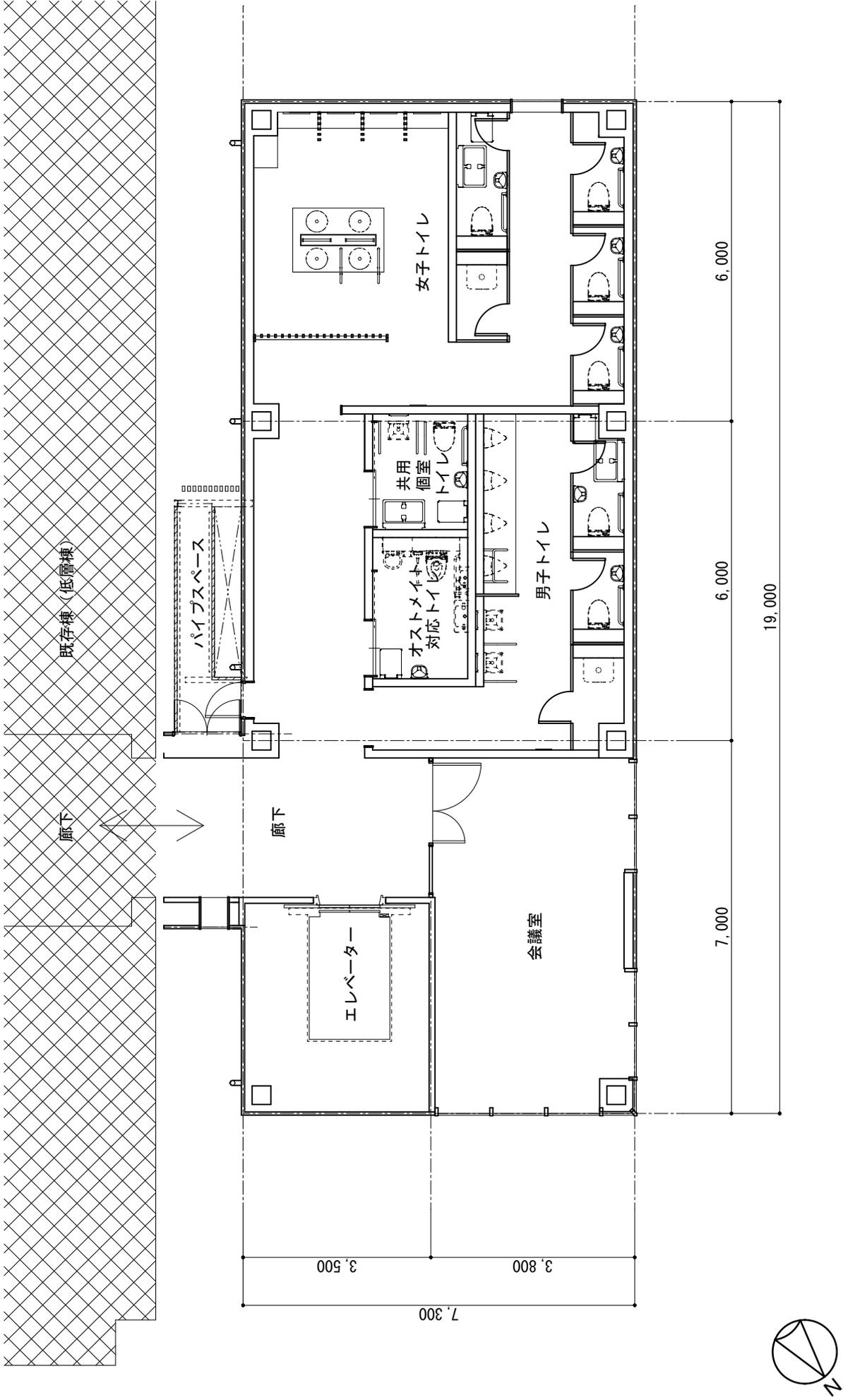
(13)



凡例  既存棟 (低層棟) を示す

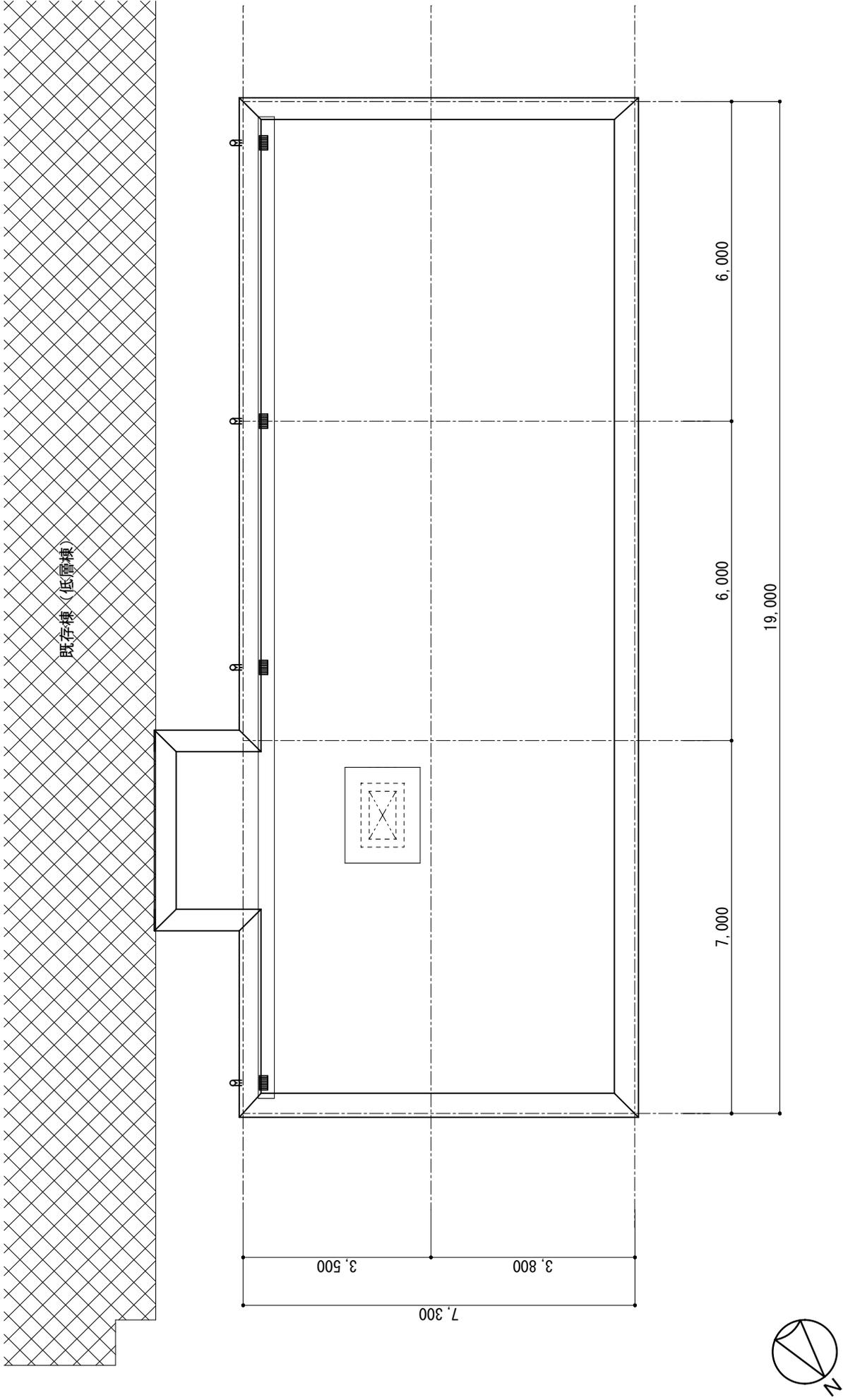
便所及び昇降路棟 2階平面図 1/100

(14)



便所及び昇降路棟 3階平面図 1/100

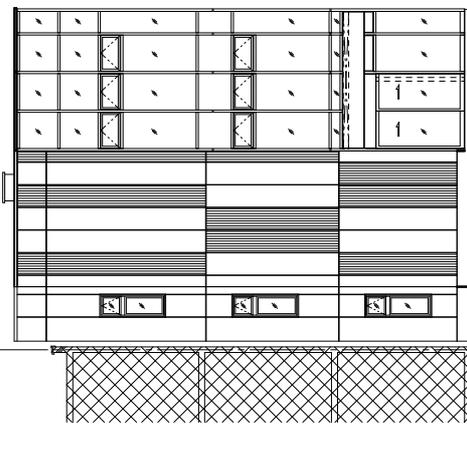
(15)



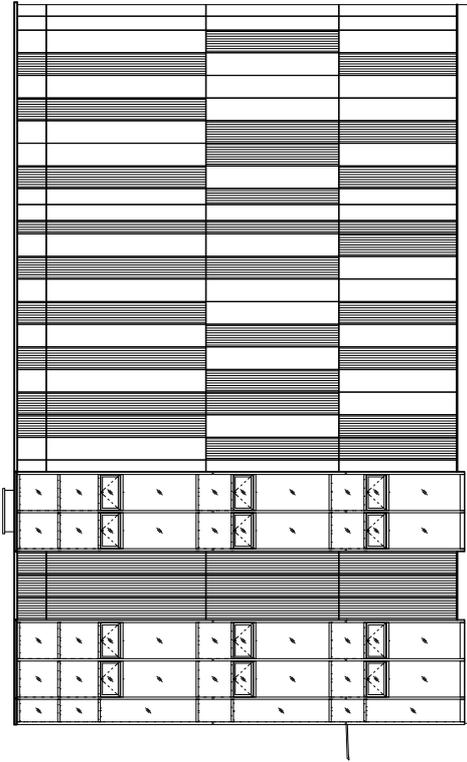
便所及び昇降路棟 屋上平面図 1/100

(16)

既存棟 (低層棟) 便所及び昇降路棟



北側立面図



西側立面図

凡例

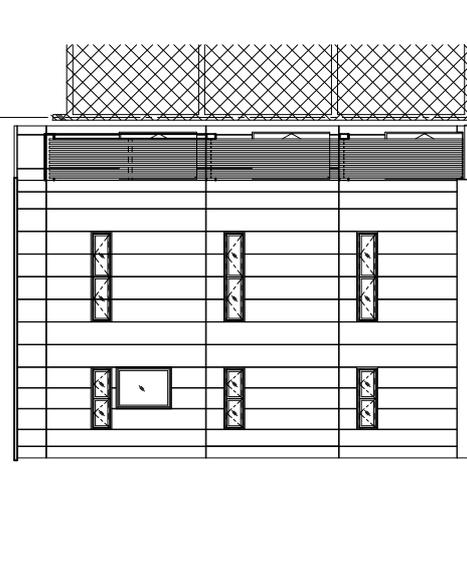


既存棟 (低層棟) を示す

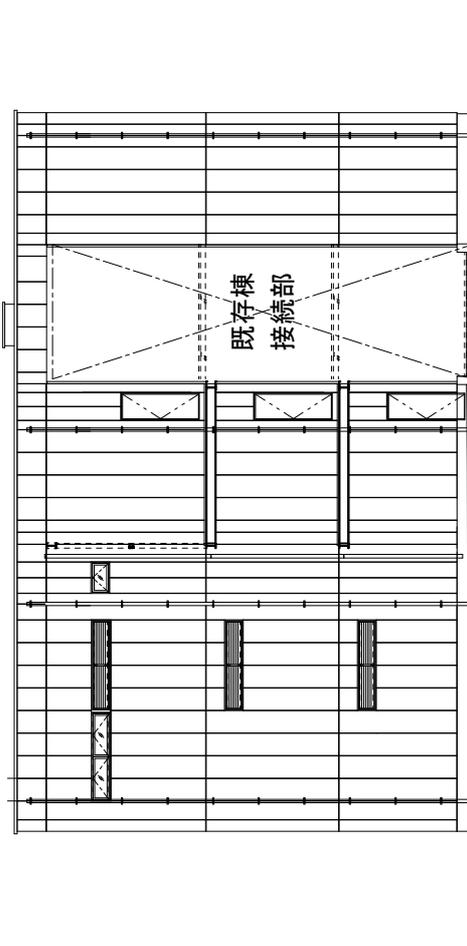
便所及び昇降路棟 立面図 1/200

(17)

便所及び昇降路棟 既存棟 (低層棟)



南側立面図



東側立面図

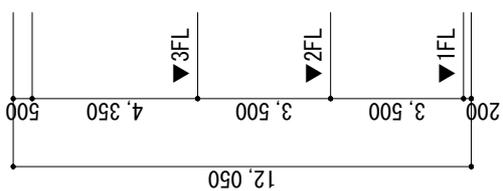
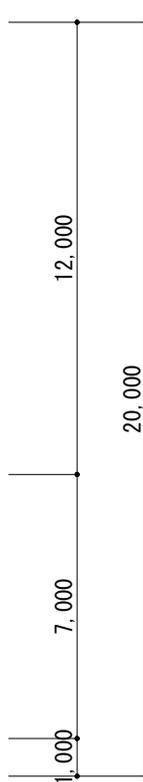
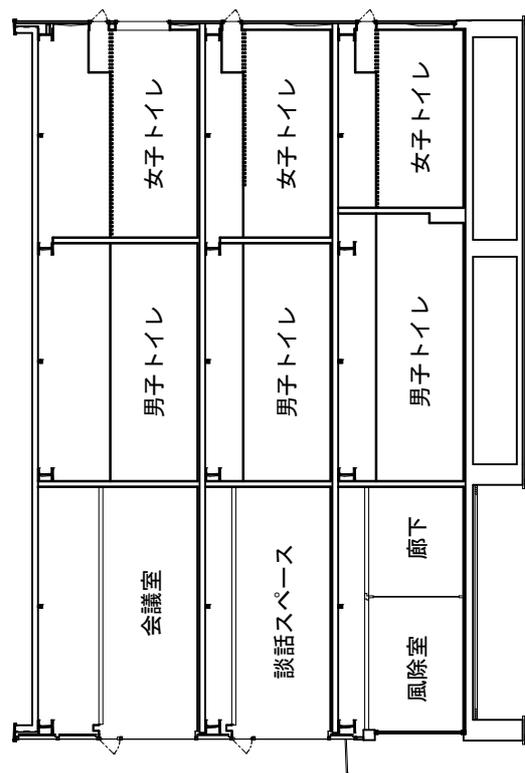
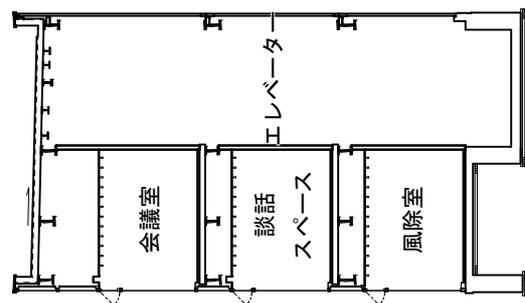
凡例



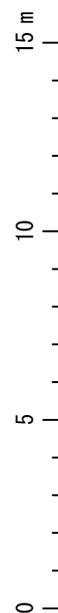
既存棟 (低層棟) を示す

便所及び昇降路棟 立面図 1/200





便所及び昇降路棟 断面図 1/200



(19)

本庁舎改修工事（電気設備工事）

- 1 請負金額 343,615,800円
- 2 請負者 摂津・平野特定建設工事共同企業体
代表者 吹田市元町25番21号
摂津電気工事株式会社
代表取締役 高津 昇
構成員 吹田市内本町3丁目26番17号
平野電気工業株式会社
代表取締役 平野 剛
- 3 その他 別途発注工事
 - (1) 本庁舎改修工事（建築工事）
議案第12号参照
 - (2) 本庁舎改修工事（機械設備工事）
議案第14号参照
 - (3) 本庁舎改修工事（ガス設備工事）
今後発注予定
 - (4) 本庁舎改修工事（植栽工事）
今後発注予定

営 業 の 沿 革

摂津電気工事株式会社

	創 業	昭和 9年 8月14日 (1934年)
創 業 後 の 沿 革	摂津電気工事株式会社に組織変更 資本金100万円	昭和39年 4月14日 (1964年)
	資本金増額 資本金200万円	昭和42年 2月14日 (1967年)
	本店所在地を大阪府吹田市元町8番1号に移転	昭和55年 9月 8日 (1980年)
	資本金増額 資本金500万円	昭和56年 2月13日 (1981年)
	資本金増額 資本金1,000万円	昭和62年 8月28日 (1987年)
	資本金増額 資本金2,000万円	平成 元年 5月18日 (1989年)
	資本金増額 資本金3,000万円	平成10年 6月26日 (1998年)
	本店所在地を大阪府吹田市元町25番21号に移転	平成10年 7月21日 (1998年)

(2)

摂津電気工事株式会社

貸借対照表

(令和 4年 9月30日現在)

損益計算書

自 令和 3年10月 1日

至 令和 4年 9月30日

(単位 円)

[資産の部]	
1	流動資産 1,254,240,493
2	固定資産 454,771,927
	資産合計 1,709,012,420
[負債の部]	
1	流動負債 292,938,626
2	固定負債 38,330,000
	負債合計 331,268,626
[純資産の部]	
1	資本金 30,000,000
2	利益剰余金 1,351,793,794
3	自己株式 -4,050,000
	純資産合計 1,377,743,794
	負債純資産合計 1,709,012,420

(単位 円)

[経常損益の部]	
1	営業損益
	(1)売上高 1,531,339,019
	(2)売上原価 1,097,674,673
	売上総利益 433,664,346
	(3)販売費及び一般管理費 138,242,885
	営業利益 295,421,461
2	営業外損益
	(1)営業外収益 17,908,017
	(2)営業外費用 0
	経常利益 313,329,478
[特別損益の部]	
1	特別利益 0
2	特別損失 0
	税引前当期純利益 313,329,478
	法人税、住民税及び事業税 116,195,232
	当期純利益 197,134,246

(4)

営 業 の 沿 革

平野電気工業株式会社

	創 業	昭和41年 3月 1日 (1966年)
創 業 後 の 沿 革	平野電気工業株式会社を設立	昭和49年 4月24日 (1974年)
	資本金増額 資本金1,000万円	平成 5年 6月11日 (1993年)
	資本金増額 資本金1,500万円	平成 8年 2月 1日 (1996年)
	資本金増額 資本金2,000万円	平成 8年 3月 1日 (1996年)

(5)

平野電気工業株式会社

貸借対照表

(令和 4年 2月28日現在)

(単位 円)

[資産の部]		
1	流動資産	380,711,222
2	固定資産	109,137,793
	資産合計	489,849,015
[負債の部]		
1	流動負債	62,173,956
2	固定負債	149,886,440
	負債合計	212,060,396
[純資産の部]		
1	資本金	20,000,000
2	利益剰余金	257,788,619
	純資産合計	277,788,619
	負債純資産合計	489,849,015

損益計算書

自 令和 3年 3月 1日

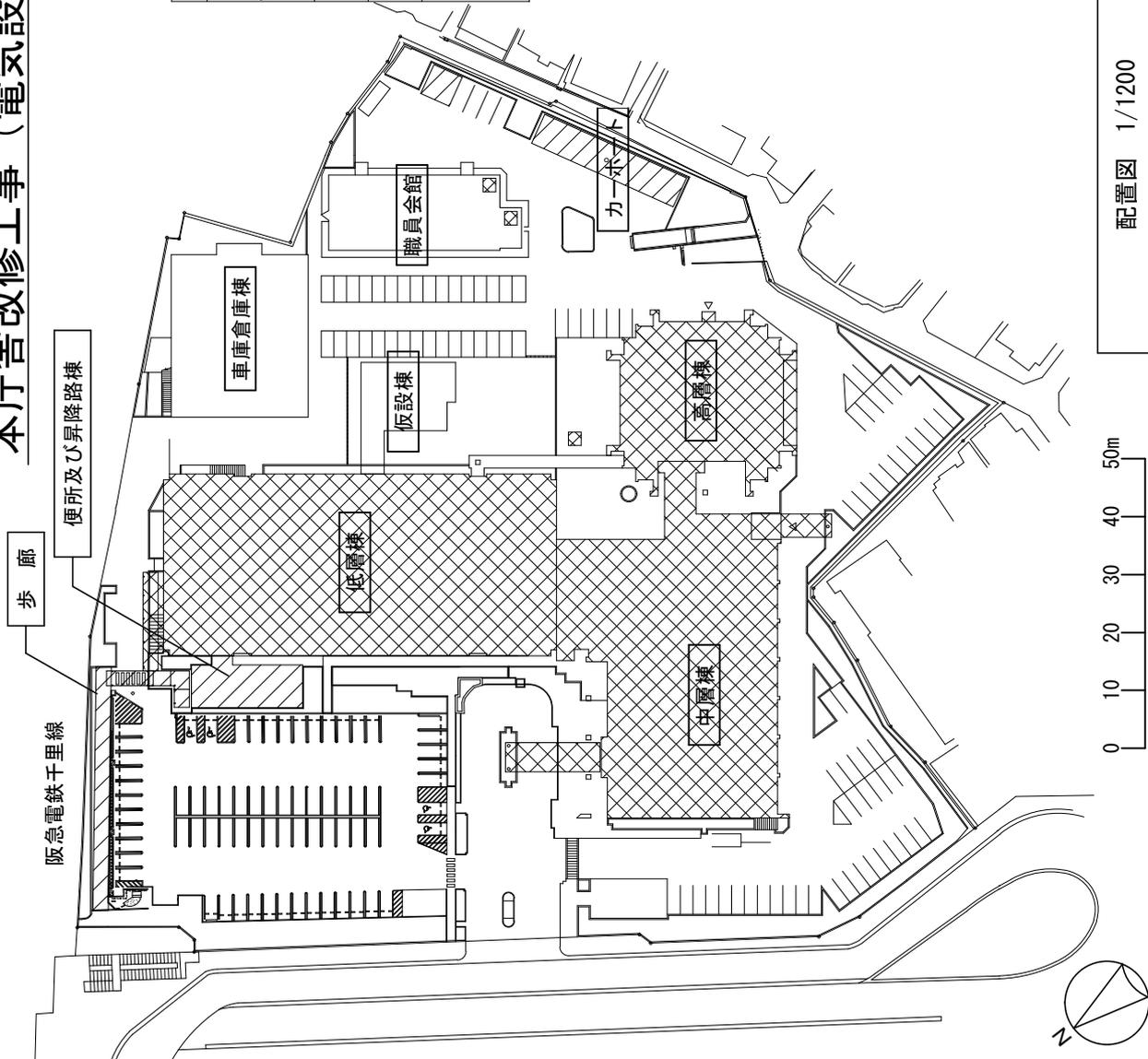
至 令和 4年 2月28日

(単位 円)

[経常損益の部]		
1	営業損益	
	(1)売上高	789,721,054
	(2)売上原価	740,226,552
	売上総利益	49,494,502
	(3)販売費及び一般管理費	47,798,182
	営業利益	1,696,320
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	3,753,385
	(2)営業外費用	581,649
	経常利益	4,868,056
[特別損益の部]		
1	特別利益	126,773
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	4,994,829
	法人税、住民税及び事業税	443,700
	当期純利益	4,551,129

(7)

本庁舎改修工事（電気設備工事）



工事概要	
便所及び昇降路棟	電灯設備工事、コンセント設備工事、幹線設備工事、動力設備工事等
歩廊	電灯設備工事
カーポート	電灯設備工事、コンセント設備工事
低層棟 中層棟 高層棟等	電灯設備工事、コンセント設備工事、幹線設備工事、動力設備工事、受変電設備工事、自家発電設備工事等

凡例



今回増築部分を示す



今回改修部分を示す

配置図 1/1200



本庁舎改修工事（機械設備工事）

- 1 請負金額 721,600,000円
- 2 請負者 柳生・関根特定建設工事共同企業体
代表者 大阪市北区南森町2丁目4番32号
柳生設備株式会社
代表取締役 福地文雄
構成員 吹田市金田町5番10号
株式会社関根水道工業所
代表取締役 橋本一郎
- 3 その他 別途発注工事
 - (1) 本庁舎改修工事（建築工事）
議案第12号参照
 - (2) 本庁舎改修工事（電気設備工事）
議案第13号参照
 - (3) 本庁舎改修工事（ガス設備工事）
今後発注予定
 - (4) 本庁舎改修工事（植栽工事）
今後発注予定

営 業 の 沿 革

柳生設備株式会社

創 業		昭和53年 3月 1日 (1978年)
創	柳生設備株式会社設立 資本金110万円	昭和53年 3月 1日 (1978年)
	大阪府知事許可(般-53) 第51188号 管	昭和54年 1月 29日 (1979年)
業	資本金増額 資本金400万円	昭和56年 2月 1日 (1981年)
	資本金増額 資本金1,500万円	昭和61年11月13日 (1986年)
後	大阪府知事許可(特-61) 第51188号 管	昭和62年 1月 9日 (1987年)
	資本金増額 資本金2,000万円	平成 8年10月 5日 (1996年)
の	大阪府知事許可(般-14) 第51188号 機	平成14年 4月19日 (2002年)
	大臣許可(特・般-15) 第20256号 管、機	平成15年 8月21日 (2003年)
沿	大臣許可(般-19) 第20256号 消	平成20年 2月19日 (2008年)
	大臣許可(特-22) 第20256号 建、電	平成22年12月 7日 (2010年)
革		

(2)

工 事 経 歴 書

柳生設備株式会社

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
西船場小学校増築その他 機械設備工事	大阪市	148,640	平成31年(2019年) 3月
			令和 3年(2021年) 3月
市庁舎中層棟空調機改修 工事(機械設備工事)	吹田市	247,615 (JV)	令和 元年(2019年) 8月
			令和 3年(2021年) 7月
(仮称)北部こども相談 センター建設機械設備工 事	大阪市	223,438	令和 元年(2019年) 12月
			令和 3年(2021年) 3月
市立介護老人保健施設 (ステップハウス宝塚) 空調設備更新工事	宝塚市	142,692	令和 2年(2020年) 5月
			令和 3年(2021年) 2月
総合体育館空調設備(エ アハンドリングユニット 他)更新工事	枚方市	147,290	令和 2年(2020年) 6月
			令和 3年(2021年) 2月
市立中保健センター他4 施設空調改修機械設備工 事	東大阪市	266,090	令和 2年(2020年) 10月
			令和 3年(2021年) 6月
市立池田病院ガス吸収式 冷温水機更新工事	池田市	181,940	令和 2年(2020年) 12月
			令和 3年(2021年) 8月
令和3年度伊丹市立摂陽 小学校管理諸室及び特別 教室空調設備改修工事	伊丹市	95,381	令和 3年(2021年) 6月
			令和 3年(2021年) 9月

柳生設備株式会社

貸借対照表

(令和 4年10月31日現在)

(単位 円)

[資産の部]		
1	流動資産	8,277,941,860
2	固定資産	105,241,336
資産合計		8,383,183,196
[負債の部]		
1	流動負債	1,054,401,748
負債合計		1,054,401,748
[純資産の部]		
1	資本金	20,000,000
2	利益剰余金	7,308,781,448
純資産合計		7,328,781,448
負債純資産合計		8,383,183,196

損益計算書

自 令和 3年11月 1日

至 令和 4年10月31日

(単位 円)

[経常損益の部]		
1	営業損益	
	(1)売上高	4,155,131,453
	(2)売上原価	2,609,562,340
	売上総利益	1,545,569,113
	(3)販売費及び一般管理費	513,182,220
	営業利益	1,032,386,893
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	278,456,115
	(2)営業外費用	0
	経常利益	1,310,843,008
[特別損益の部]		
1	特別利益	12,645,100
2	特別損失	0
	税引前当期純利益	1,323,488,108
	法人税、住民税及び事業税	361,214,000
	当期純利益	962,274,108

(4)

営 業 の 沿 革

株式会社関根水道工業所

	創 業	昭和56年12月21日 (1981年)
創 業 後 の 沿 革	株式会社関根水道工業所設立 資本金500万円	昭和56年12月21日 (1981年)
	資本金増額 資本金2,000万円	昭和61年 2月 6日 (1986年)
	大阪府知事許可(特-2)第61116号 土木事業 建築工事業 管工事業	令和 2年 9月10日 (2020年)
	大阪府知事許可(般-2)第61116号 水道施設工事業	令和 2年 9月10日 (2020年)

(5)

工 事 経 歴 書

株式会社関根水道工業所

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
市庁舎中層棟空調機改修工事 (機械設備工事)	吹田市	106,121 (JV)	令和 元年 (2019年) 8月
			令和 3年 (2021年) 7月
吹田市立千里丘北小学校校舎増築工事 (機械設備工事)	吹田市	47,075	令和 元年 (2019年) 12月
			令和 3年 (2021年) 3月
吹田市立千里第二小学校校舎等増築工事 (機械設備工事)	吹田市	148,258	令和 2年 (2020年) 7月
			令和 3年 (2021年) 11月
吹田市立千里丘北小学校校舎増築工事 (機械設備工事) に伴う追加工事	吹田市	1,276	令和 2年 (2020年) 12月
			令和 3年 (2021年) 3月
吹田市立吹田第一小学校屋内運動場大規模改造工事 (機械設備工事)	吹田市	3,481	令和 3年 (2021年) 5月
			令和 3年 (2021年) 10月
吹田市立千里第三小学校ほか1校教室改修工事 (機械設備工事)	吹田市	3,477	令和 3年 (2021年) 6月
			令和 3年 (2021年) 8月
吹田市立千里新田幼稚園調理室等整備工事 (機械設備工事)	吹田市	17,416	令和 3年 (2021年) 6月
			令和 3年 (2021年) 10月
吹田市立豊津中学校屋内運動場大規模改造工事 (機械設備工事)	吹田市	3,917	令和 3年 (2021年) 6月
			令和 3年 (2021年) 11月

(6)

工 事 経 歴 書

株式会社関根水道工業所

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
吹田市立内本町コミュニティセンター空調設備改修工事 (機械設備工事)	吹田市	45,742	令和 3年 (2021年) 6月
			令和 4年 (2022年) 1月
吹田市立千里新田小学校ほか2校教室改修工事 (機械設備工事)	吹田市	6,420	令和 4年 (2022年) 6月
			令和 4年 (2022年) 8月
吹田市立岸部第一小学校校舎大規模改造1期工事 (機械設備工事)	吹田市	7,464	令和 4年 (2022年) 6月
			令和 4年 (2022年) 11月
吹田市立佐井寺中学校屋内運動場大規模改造工事 (機械設備工事)	吹田市	4,211	令和 4年 (2022年) 6月
			令和 4年 (2022年) 11月
吹田市立岸部第二小学校支援教室空調設備工事	吹田市	1,621	令和 4年 (2022年) 10月
			令和 4年 (2022年) 12月

(7)

株式会社関根水道工業所

貸借対照表

(令和 4年 3月31日現在)

(単位 千円)

[資産の部]	
1 流動資産	554,917
2 固定資産	174,561
資産合計	729,479
[負債の部]	
1 流動負債	272,324
2 固定負債	28,707
負債合計	301,031
[純資産の部]	
1 資本金	20,000
2 利益剰余金	408,447
純資産合計	428,447
負債純資産合計	729,479

損益計算書

自 令和 3年 4月 1日

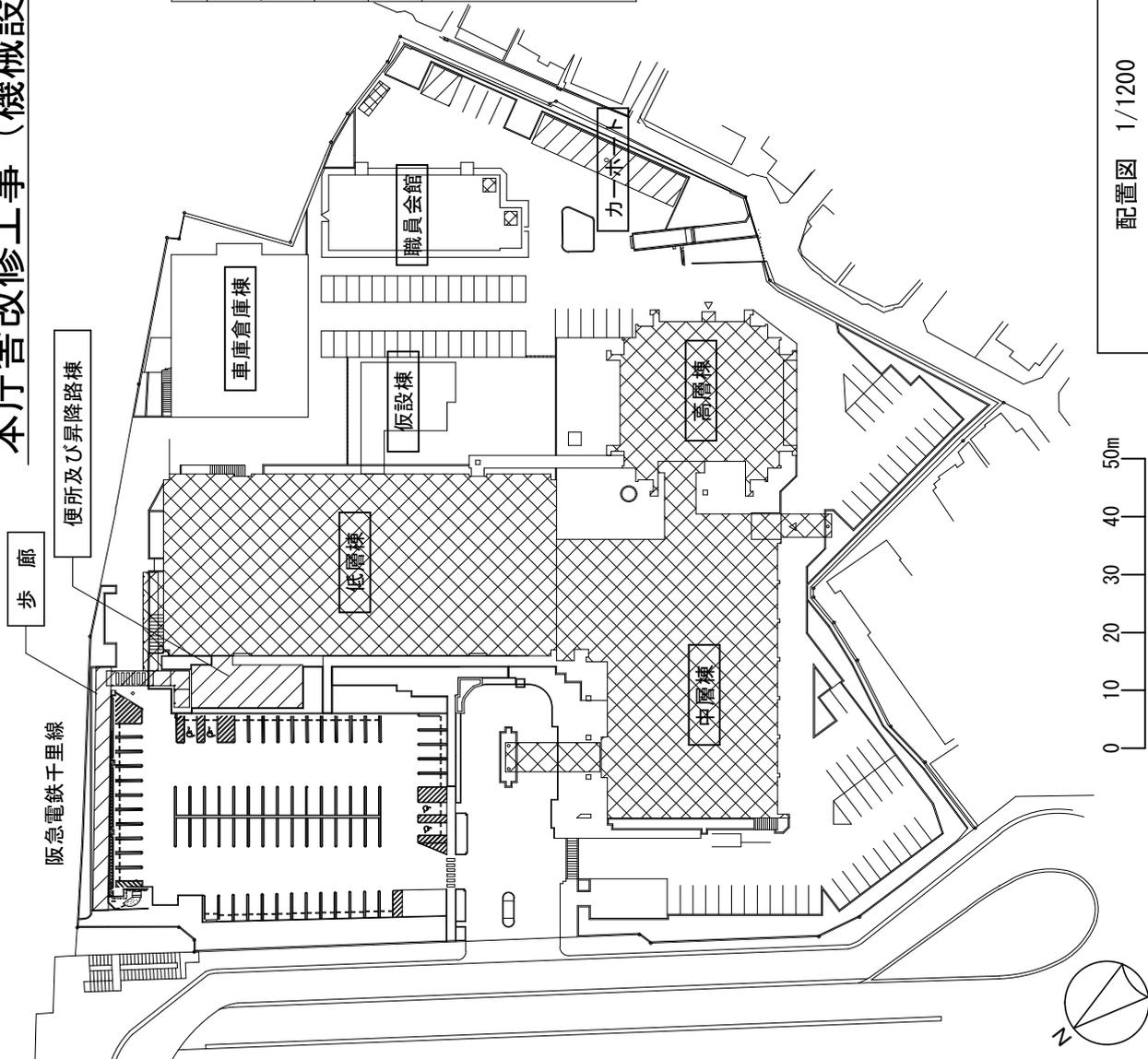
至 令和 4年 3月31日

(単位 千円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	844,806
(2)売上原価	744,756
売上総利益	100,049
(3)販売費及び一般管理費	63,994
営業利益	36,055
2 営業外損益	
(1)営業外収益	15,682
(2)営業外費用	227
経常利益	51,510
[特別損益の部]	
1 特別利益	19,366
2 特別損失	465
税引前当期純利益	70,412
法人税、住民税及び事業税	14,516
当期純利益	55,896

(8)

本庁舎改修工事（機械設備工事）



工事概要		
便所及び昇降路棟	工事内容	空調和設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事
歩廊	工事内容	屋外給水設備工事、屋外排水設備工事
カーポート	工事内容	屋外給水設備工事、屋外排水設備工事
低層棟 中層棟 高層棟等	工事内容	空調和設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、自動制御設備工事、消火設備工事、屋外給水設備工事、屋外排水設備工事、排煙設備工事

凡例



今回増築部分を示す



今回改修部分を示す

配置図 1/1200

佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事

請負金額 2,729,758,900円

請負者 松尾・倉岡特定建設工事共同企業体

(代表者) 大阪市淀川区西中島5丁目9番1号 新大阪花村ビル4階

松尾建設株式会社 大阪支店

支店長 井田 了

(構成員) 吹田市岸部中5丁目17番9号

株式会社倉岡工務店

代表取締役 佐々木 健一

営 業 の 沿 革

松尾建設株式会社

創 業		明治18年 3月 (1885年)
創 業 後 の 沿 革	合資会社に組織変更	昭和11年 1月 1日 (1936年)
	株式会社に組織変更 資本金500万円	昭和23年 6月19日 (1948年)
	増資 資本金 1,500万円	昭和28年 1月20日 (1953年)
	増資 資本金 5,000万円	昭和29年 3月 1日 (1954年)
	増資 資本金 1億円	昭和36年 3月 2日 (1961年)
	増資 資本金 1億5,000万円	昭和39年 8月 1日 (1964年)
	商号変更 松尾建設株式会社	昭和39年 9月 1日 (1964年)
	増資 資本金 2億5,000万円	昭和40年11月11日 (1965年)
	増資 資本金 4億円	昭和45年1月1日 (1970年)
	増資 資本金 5億円	昭和47年12月31日 (1972年)
	松尾舗道株式会社を吸収合併	平成17年 4月 1日 (2005年)
	減資 資本金 3億円	平成21年 8月 3日 (2009年)
	減資 資本金 1億円	令和 2年 8月 3日 (2020年)

(2)

松尾建設株式会社

貸借対照表

(令和 4年 3月31日現在)

(単位 千円)

[資産の部]		
1	流動資産	50,837,930
2	固定資産	14,625,281
	資産合計	65,463,212
[負債の部]		
1	流動負債	34,513,172
2	固定負債	9,700,167
	負債合計	44,213,340
[純資産の部]		
1	資本金	100,000
2	資本剰余金	400,233
3	利益剰余金	20,379,854
4	評価・換算差額等合計	369,784
	純資産合計	21,249,871
	負債純資産合計	65,463,212

損益計算書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

(単位 千円)

[経常損益の部]		
1	営業損益	
	(1)売上高	63,605,015
	(2)売上原価	56,386,926
	売上総利益	7,218,088
	(3)販売費及び一般管理費	4,627,796
	営業利益	2,590,292
2	営業外損益	
	(1)営業外収益	285,037
	(2)営業外費用	74,263
	経常利益	2,801,067
[特別損益の部]		
1	特別利益	454
2	特別損失	970,170
	税引前当期純利益	1,831,351
	法人税、住民税及び事業税	840,339
	当期純利益	991,011

委任状

令和 2 年 11 月 2 日

吹田市長 宛

申請者 所在地 [REDACTED] 佐賀市多布施一丁目4番27号
商号又は名称 [REDACTED] 松尾建設株式会社
代表者役職名・氏名 [REDACTED] 代表取締役社長 松尾 哲吾 [REDACTED]

次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 支店等所在地 大阪市淀川区西中島五丁目9番1号 新大阪花村ビル4階
商号又は名称 [REDACTED] 松尾建設株式会社
支店等の名称 [REDACTED] 大阪支店 [REDACTED]
役職名・氏名 [REDACTED] 支店長 [REDACTED] 井田 了 [REDACTED]

記

1 委任事項

- (1) 入札、見積り、契約締結並びに代金の請求及び受領に関する件
- (2) 復代理人選任に関する件
- (3) その他契約に関する一切の件

2 委任期間

入札参加資格認定日から令和5年3月31日まで

営 業 の 沿 革

株式会社倉岡工務店

創 業		
創 業 後 の 沿 革	有限会社高橋インフィニティー設立	平成14年 8月 8日 (2002年)
	株式会社大勢建設に商号変更 資本金1,000万円	平成16年12月 1日 (2004年)
	増資 資本金4,000万円	平成17年 5月23日 (2005年)
	株式会社倉岡工務店 に商号変更	平成21年 6月11日 (2009年)

(7)

工 事 経 歴 書

株式会社倉岡工務店

工 事 名	発注者	請負金額 (千円)	工 期
竹見台専用2号線道路改良工事	吹田市	17,323	令和 2年(2020年) 9月
			令和 3年(2021年) 2月
千里北公園古江線道路改良工事	吹田市	46,699	令和 2年(2020年) 10月
			令和 3年(2021年) 3月
人孔蓋等取替補修工事 (その2)	吹田市	3,025	令和 3年(2021年) 6月
			令和 3年(2021年) 9月
人孔蓋等取替補修工事 (その6)	吹田市	980	令和 3年(2021年) 8月
			令和 3年(2021年) 10月

(8)

倉岡工務店株式会社

貸借対照表

(令和 4年 7月31日現在)

(単位 千円)

[資産の部]	
1 流動資産	264,708
2 固定資産	1,561
資産合計	266,270
[負債の部]	
1 流動負債	221,863
2 固定負債	0
負債合計	221,863
[純資産の部]	
1 資本金	40,000
2 資本剰余金	0
3 利益剰余金	4,407
4 評価・換算差額等合計	0
純資産合計	44,407
負債純資産合計	266,270

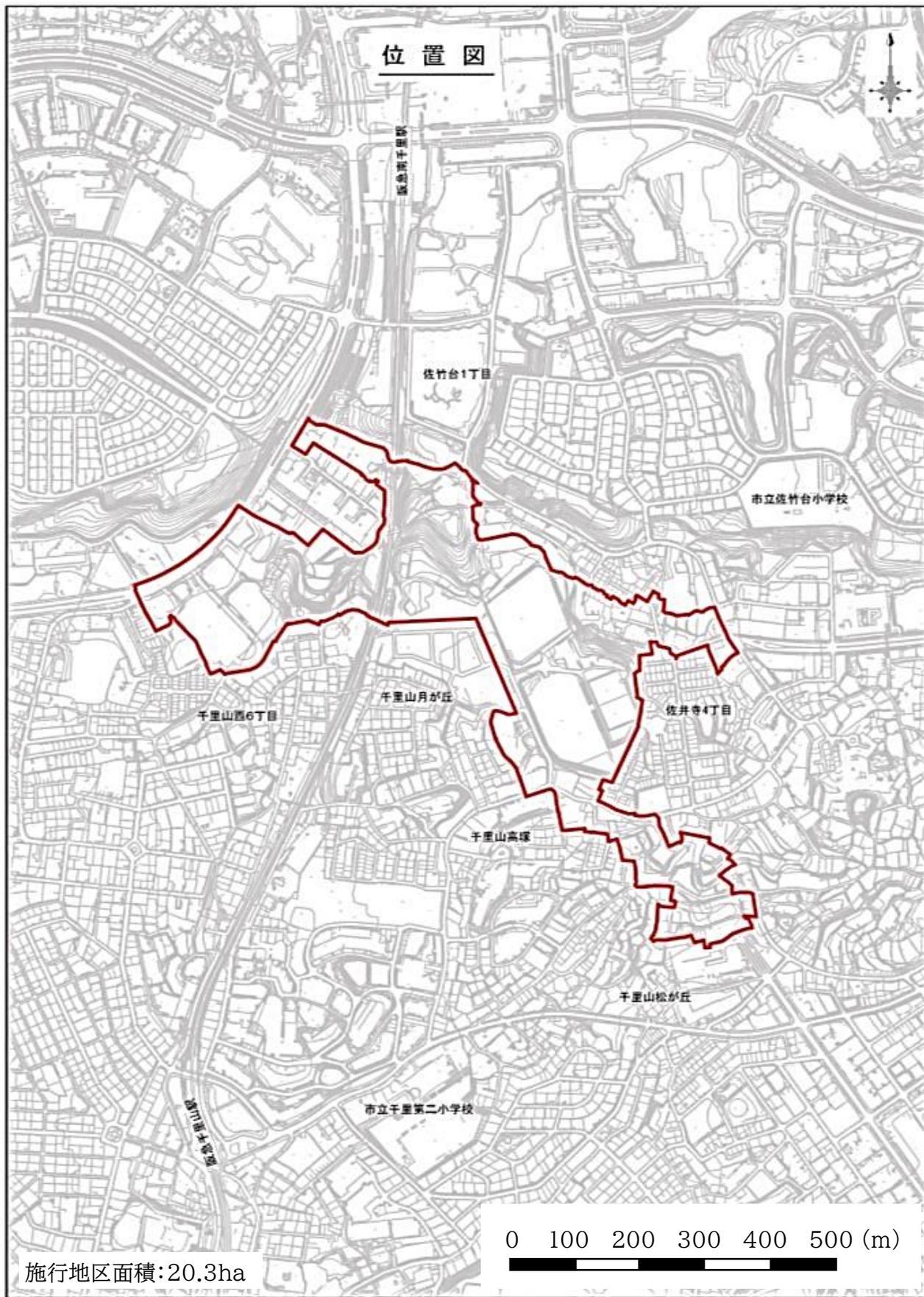
損益計算書

自 令和 3年 8月 1日

至 令和 4年 7月31日

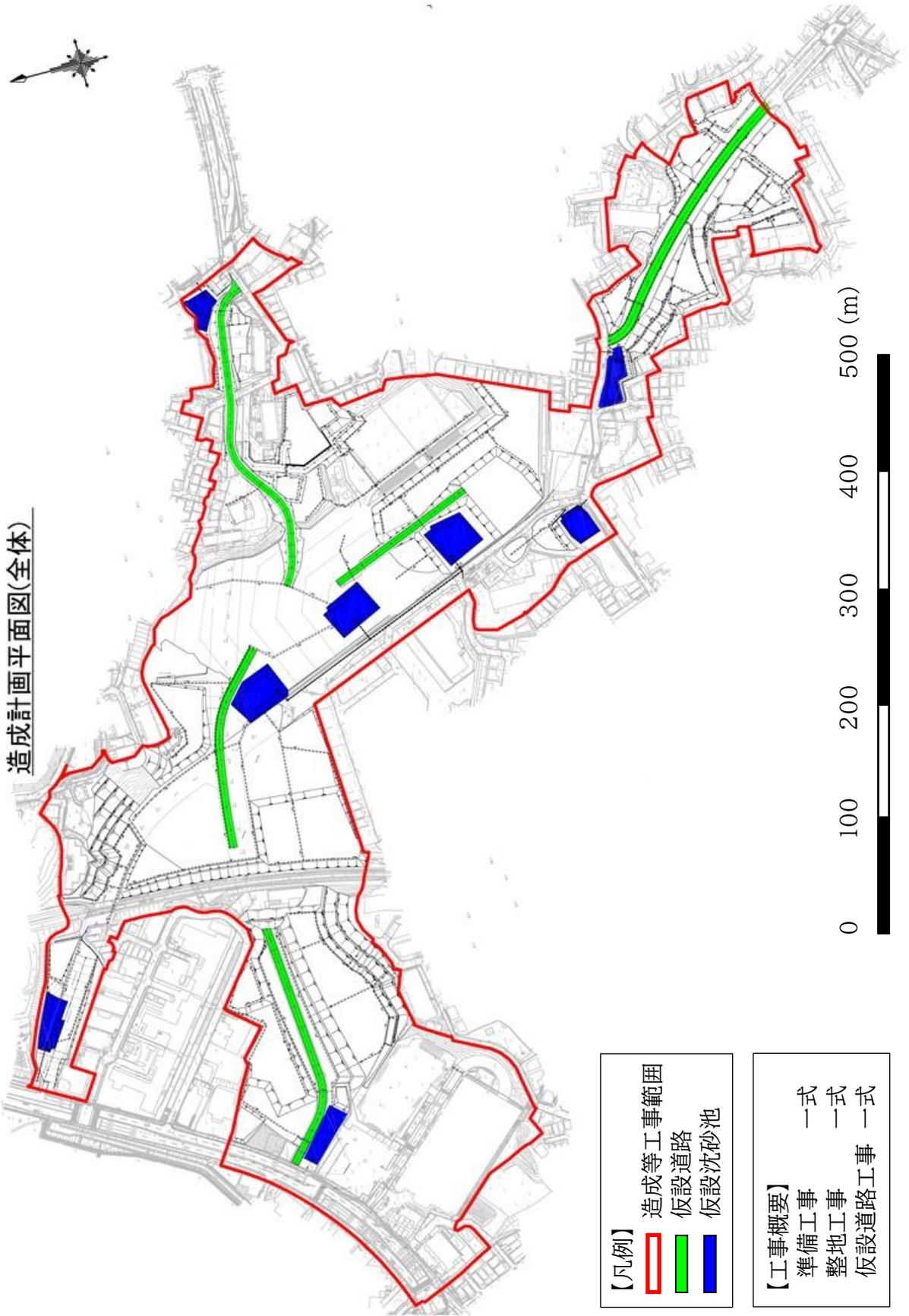
(単位 千円)

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1)売上高	855,681
(2)売上原価	809,562
売上総利益	46,118
(3)販売費及び一般管理費	45,462
営業利益	655
2 営業外損益	
(1)営業外収益	206
(2)営業外費用	0
経常利益	862
[特別損益の部]	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期純利益	862
法人税、住民税及び事業税	389
当期純利益	473



佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事

造成計画平面図(全体)



- 【凡例】
- 造成等工事範囲
 - 仮設道路
 - 仮設沈砂池

- 【工事概要】
- 準備工事 一式
 - 整地工事 一式
 - 仮設道路工事 一式

(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更の概要

1 変更理由

千里ニュータウンプラザは20年間のPFI契約で、設計、建設、維持管理などを実施していますが、事業契約において、物価の変動に伴う「サービス購入料3(維持管理・運営に係る対価)」の改定を定めています。

事業契約において、使用する物価変動の指数に1.5ポイント以上の増減が生じた場合は、改定を行うことが定められているところ、建物維持管理関連業務、警備業務、コンシェルジュ等運営業務、修繕業務及びその他業務のうち、修繕業務の指数について本条件を満たしたため、「サービス購入料3(維持管理・運営に係る対価)」について、物価変動に伴う増額改定を実施するものです。

2 変更内容

_____は変更箇所

項目		変更前	変更後	差額
契約金額		8,381,207,743円	8,401,532,387円	20,324,644円
内 訳	サービス購入料2 (設計・建設に係る対価)	5,248,517,066円	5,248,517,066円	—
	サービス購入料3 (維持管理・運営に係る対価)	3,132,690,677円	3,153,015,321円	20,324,644円

3 適用時期

令和5年度(2023年度)分から適用します。

吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）における契約変更について

- 1 工 事 名 吹田市南消防署南正雀出張所建設工事（建築工事）
- 2 工事場所 吹田市南正雀 4 丁目 609 番 1
- 3 工 期 令和 4 年 10 月 3 日から令和 5 年 9 月 1 日まで
- 4 受 注 者 株式会社エーユー
- 5 変更内容 請負代金額
変更前 金 236,401,000 円（うち消費税等額 金 21,491,000 円）
変更後 金 248,847,500 円（うち消費税等額 金 22,622,500 円）
増額金額 金 12,446,500 円（うち消費税等額 金 1,131,500 円）

6 変更理由

本工事を実施するにあたり、交通誘導員を 1 名常駐配置として計画しておりましたが、工事受注者が詳細な工事仮設計画を作成し警察と協議したところ、本工事敷地前の交差点内で工事車両を切り返す際や前面道路を使用する際は、歩行者等の安全を確保する必要があることから、交通誘導員を 6 名常駐するよう指導がありました。

つきましては、適正な交通誘導員の配置を行うために、増員に要する費用について契約変更を行うものです。

吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池留守家庭児童育成室
増築工事（建築工事）における契約変更について

1 工事名 吹田市立江坂大池小学校校舎及び吹田市立江坂大池
留守家庭児童育成室増築工事（建築工事）

2 工事場所 吹田市江坂町 3 丁目 13 番 1 号

3 工期 令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 9 月 29 日まで

4 受注者 株式会社ビック

5 変更内容

(1) 工期

変更前 令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 9 月 29 日まで

変更後 令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日まで

(2) 請負代金額

変更前 金 204,523,000 円（うち消費税等額 金 18,593,000 円）

変更後 金 209,986,700 円（うち消費税等額 金 19,089,700 円）

増額金額 金 5,463,700 円（うち消費税等額 金 496,700 円）

6 変更理由

本工事において、市場動向により杭の工場製作過程に遅れが生じたこと、及び基礎工事に伴う掘削中に地中障害物（地盤改良材）が見つかり掘削作業に遅れが生じたことから、工期の延長及び地中障害物の処分費等について請負代金額の増額変更を行うものです。

履 歴 書

氏 名 くほい としあき
久保井 聡明

最終学歴

保有資格 弁護士

資格取得年月日 大阪弁護士会登録日
平成6年(1994年)4月1日(登録番号 023717)

<経歴>

平成 6年(1994年) 4月 ~ 平成 9年(1997年) 3月
三宅合同法律事務所勤務

平成 9年(1997年) 4月 ~ 現在に至る
久保井総合法律事務所勤務

平成27年(2015年) 6月 ~ 現在に至る
田村駒株式会社社外監査役

平成29年(2017年) 6月 ~ 現在に至る
中央自動車工業株式会社社外取締役

令和 3年(2021年) 6月 ~ 現在に至る
株式会社但馬銀行社外取締役

<過去10年間における包括外部監査業務に係る実績>

尼崎市包括外部監査人 補助者(平成24年度(2012年度)~平成25年度(2013年度))
大阪府包括外部監査人 補助者(平成26年度(2014年度)~平成28年度(2016年度))
堺市包括外部監査人 補助者(令和元年度(2019年度)~令和2年度(2020年度))

(個人情報保護のため一部をマスキングしています。)

(1)

令和5年度吹田市包括外部監査人候補者選定の概要

1 契約の名称

令和5年度吹田市包括外部監査業務委託

2 委託候補者

久保井 聡明（弁護士）

3 契約期間

令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

4 費用の提案額

12,100,000円を上限とする額

※ 市が委託料として支出する。金額は、契約書で定めるものとする。

5 募集及び選定経過の概要

（1）募集の経過

実施要領の公表	令和4年（2022年）7月20日
参加申込書の受付	令和4年7月20日から8月9日まで
参加資格審査結果通知	令和4年8月16日
企画提案書の受付	令和4年8月17日から8月31日まで

（2）選定の経過

第1回選定委員会	令和4年7月12日
第2回選定委員会	令和4年10月12日
第3回選定委員会	令和4年10月14日

（2）

6 選定委員会構成員

	氏名	役職等
委員長	今峰 みちの	吹田市 行政経営部長
委員	小西 義人	吹田市 総務部長
委員	杉 公子	吹田市 会計管理者
委員	山下 栄治	吹田市教育委員会事務局 学校教育部長
委員	稲田 勲	吹田市 監査委員事務局長
アドバイザー	上田 真二	関西大学 法学部 教授
アドバイザー	海老原 美咲	尼崎市 総務局 行政管理課長

7 選定の概要

(1) 選定方法

事務局において、実施要領に定めるプロポーザル参加資格を満たしていることを確認した上で、参加者からの提案内容について、選定委員会において面接・プレゼンテーション審査を実施し、各委員が、アドバイザーの意見を踏まえて、選定基準に基づき採点を行いました。採点の結果、各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位として委託候補者と次点者を決定しました。

なお、各委員の点数の平均点が100点満点中、60点に満たない場合は、委託候補者及び次点者として選定しないこととしました。

(2) 選定結果

	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	1位の数	平均点
委託候補者	74点 (1位)	65点 (3位)	74点 (1位)	68点 (1位)	71点 (2位)	3人	70.4
次点者	69点 (2位)	75点 (1位)	64点 (3位)	57点 (2位)	81点 (1位)	2人	69.2
応募者A	56点 (3位)	70点 (2位)	68点 (2位)	50点 (3位)	62点 (3位)	0人	61.2

(3)

(3) 採点集計表

審査項目	審査の視点	配点 (※)	委託候補者					次点者					応募者A				
			A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
(1) 監査に対する姿勢・考え方	包括外部監査に対する姿勢・考え方が、独立性と専門性を活かし、「住民福祉の増進、最小の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化を達成する」という地方自治法の趣旨に合致しているか。	5	5	4	4	4	5	4	4	3	4	5	4	4	3	4	4
(2) テーマの選定及び監査手法	ア 提案された監査テーマ及びその理由が、現在の吹田市の状況に照らして適切なものか。	10	7	9	8	7	7	6	8	5	6	7	6	9	7	5	5
	イ 客観性を確保する監査手法となっているか。	10	8	6	6	8	6	6	6	6	4	8	6	6	6	4	6
	ウ 監査結果について、改善への取組につながりやすい取りまとめ手法となっているか。	10	6	6	8	8	8	6	6	6	6	8	4	6	8	4	6
(3) 実施体制及び運営	ア 監査テーマに即した実施体制となっているか。 また、弁護士が外部監査人となる場合には、補助者に公認会計士を含め、公認会計士、行政実務精通者又は税理士が外部監査人となる場合には、補助者に弁護士を含めるなど、監査の実施体制について、経営性や合規性等、多様な視点から監査を実施するため、監査人と補助者の職種がバランス良く構成されているか。 ※行政実務精通者とは、地方自治法第252条の28第1項第3号にて定める者としします。	15	7	7	11	5	7	11	11	9	7	13	7	7	7	5	7
	イ 監査委員との協議、担当課との打ち合わせ等、円滑な業務運営が期待できるか。	10	8	6	8	6	6	6	8	8	6	6	4	8	8	6	6
(4) 監査の実施計画	各過程で、適切な時期、必要な日数、人数及び作業内容を記載した具体的で実現可能な計画となっているか。 また、監査テーマの選定、調査、実査、監査結果報告書作成を効果的、効率的に行う計画となっているか。	10	6	6	7	6	6	6	8	6	5	8	6	7	6	6	6
(5) 知識・見識及びコミュニケーション	ア 財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有すると認められるか。	5	4	3	4	2	4	3	3	2	2	4	3	4	4	2	3
	イ 企画提案の内容をわかりやすく、論理的に説明できているか。	5	5	2	2	4	4	3	3	3	3	4	2	3	3	2	3
	ウ 適切なコミュニケーションがとれるか。また、質問に対する的確な答えとなっているか。	10	8	6	6	8	8	8	8	6	4	8	4	6	6	2	6
(6) 費用の設定	10点×(全参加者中最低見積金額)/(当該参加者見積金額) ※小数第1位を四捨五入	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
合計		100	74	65	74	68	71	69	75	64	57	81	56	70	68	50	62
順位			1	3	1	1	2	2	1	3	2	1	3	2	2	3	3

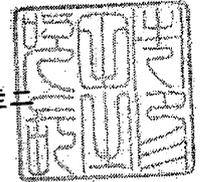
(4)



4行企第1116号
令和4年12月15日
(2022年)

吹田市監査委員 橋本 敏子 様
吹田市監査委員 谷 義孝 様
吹田市監査委員 山本 力 様
吹田市監査委員 橋本 潤 様

吹田市長 後藤 圭一



包括外部監査契約に関する意見について（照会）

令和5年度の吹田市包括外部監査契約の締結に当たり、下記のとおり、令和5年2月定例会に提案したいので、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、監査委員の意見を求めます。

記

- 1 契約の目的
包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査に関する報告書の提出を受けること。
- 2 契約の始期
令和5年4月1日
- 3 契約金額
12,100,000円（予定）
- 4 費用の支払方法
監査に関する報告書の受領後に一括で支払い
- 5 契約の相手方
氏名 久保井 聡明（くぼい としあき）
住所
資格 弁護士
経歴 別添 履歴書のとおり

（個人情報保護のため一部をマスキングしています。）

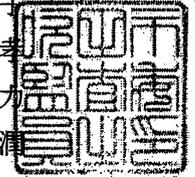
(5)



4 監 第 2 9 9 号
令和 4 年 12 月 27 日
(2022 年)

吹田市長 後 藤 圭 二 様

吹田市監査委員 橋 本 敏 子
吹田市監査委員 谷 義 孝
吹田市監査委員 山 本 力
吹田市監査委員 橋 本 清



包括外部監査契約に関する意見について (回答)

令和 4 年 12 月 15 日 付け 4 行 企 第 1116 号 で 照 会 の あ り ま し た 令 和 5 年 度 の 包 括 外 部 監 査 契 約 に 関 す る 監 査 委 員 の 意 見 に つ い て 、 下 記 の と お り 回 答 い た し ま す 。

記

本件契約を締結することに異議はありません。

(6)

道 路 法 抜 粹

(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百四十四条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の認定の公示)

第九条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

路線認定

整理 番号	路 線 名	起 終 点	幅員 (m)	延長 (m)	ページ 番号
1	千里丘西5号線	千里丘西 2224 番 20 地先から	4.7	81.9	12
		千里丘西 2218 番 12 地先まで	5.7		
2	千里丘西歩行者専用1号線	千里丘西 2224 番 2 地先から	2.1	9.0	12
		千里丘西 2224 番 2 地先まで			
3	佐竹台44号線	佐竹台5丁目 115 番 26 地先から	6.7	148.9	13
		佐竹台5丁目 115 番 14 地先まで			
4	佐竹台45号線	佐竹台5丁目 115 番 26 地先から	6.7	81.1	13
		佐竹台5丁目 115 番 35 地先まで			
5	佐竹台46号線	佐竹台5丁目 115 番 17 地先から	6.7	81.7	13
		佐竹台5丁目 115 番 35 地先まで			
6	佐竹台47号線	佐竹台5丁目 115 番 71 地先から	6.7	211.2	13
		佐竹台5丁目 115 番 19 地先まで			
7	佐竹台歩行者専用31号線	佐竹台5丁目 115 番 24 地先から	2.5	14.4	13
		佐竹台5丁目 115 番 24 地先まで			
8	五月が丘68号線	五月が丘北 122 番 8 地先から	4.7	45.0	14
		五月が丘北 122 番 12 地先まで	5.0		
9	千里山西137号線	千里山西5丁目 45 番 5 地先から	4.7	40.5	15
		千里山西5丁目 45 番 8 地先まで			
10	佐井寺79号線	佐井寺4丁目 964 番 5 地先から	5.7	66.0	16
		佐井寺4丁目 964 番 23 地先まで			
11	佐井寺80号線	佐井寺4丁目 964 番 7 地先から	4.7	41.5	16
		佐井寺4丁目 964 番 9 地先まで			
12	岸部南28号線	岸部南3丁目 151 番 10 地先から	4.7	54.5	17
		岸部南3丁目 146 番 4 地先まで			
13	岸部南歩行者専用1号線	岸部南3丁目 148 番 5 地先から	2.3	8.5	17
		岸部南3丁目 148 番 5 地先まで			
14	江坂町106号線	江坂町3丁目 166 番 6 地先から	4.3	63.4	18
		江坂町3丁目 192 番 3 地先まで	4.7		
15	江坂町107号線	江坂町2丁目 7 番 38 地先から	5.7	98.0	18
		江坂町3丁目 12 番 11 地先まで			

路線認定

整理 番号	路 線 名	起 終 点	幅員 (m)	延長 (m)	ページ 番号
16	南吹田100号線	南吹田4丁目4500番32地先から	5.7	58.3	19
		南吹田4丁目4500番40地先まで			
17	山田東120号線	山田東1丁目1261番7地先から	5.7	18.1	20
		山田東1丁目1261番9地先まで			
18	岸部中93号線	岸部中4丁目812番7地先から	4.7	26.3	21
		岸部中4丁目812番5地先まで			
19	岸部中94号線	岸部中3丁目30番5地先から	4.7	27.1	21
		岸部中3丁目30番3地先まで			
20	原町121号線	原町3丁目2645番22地先から	4.7	17.5	22
		原町3丁目2645番24地先まで			
21	山田南23号線	山田南1148番15地先から	5.7	99.2	23
		山田南1144番8地先まで			
22	千里万博公園山田北線	千里万博公園186番17地先から	11.0	694.1	24
		千里万博公園186番19地先まで	12.0		
23	山田北千里万博公園古江線	山田北186番3地先から	20.3	522.7	24
		古江台6丁目31番12地先まで	24.1		

路線廃止

整理 番号	路 線 名	起 終 点	幅員 (m)	延長 (m)	ページ 番号
1	山田東75号線	山田東1丁目1510番地先から	2.5	238.1	26
		山田東1丁目1485番地先まで	3.5		
2	山田南21号線	山田南1148番15地先から	5.7	63.0	26
		山田南1148番9地先まで			

路線認定見取り図



⑰ 山田東120号線

① 千里丘西5号線

② 千里丘西歩行者専用1号線

⑳ 山田南23号線

(6)

路線認定見取り図



⑤佐竹台46号線

④佐竹台45号線

③佐竹台44号線

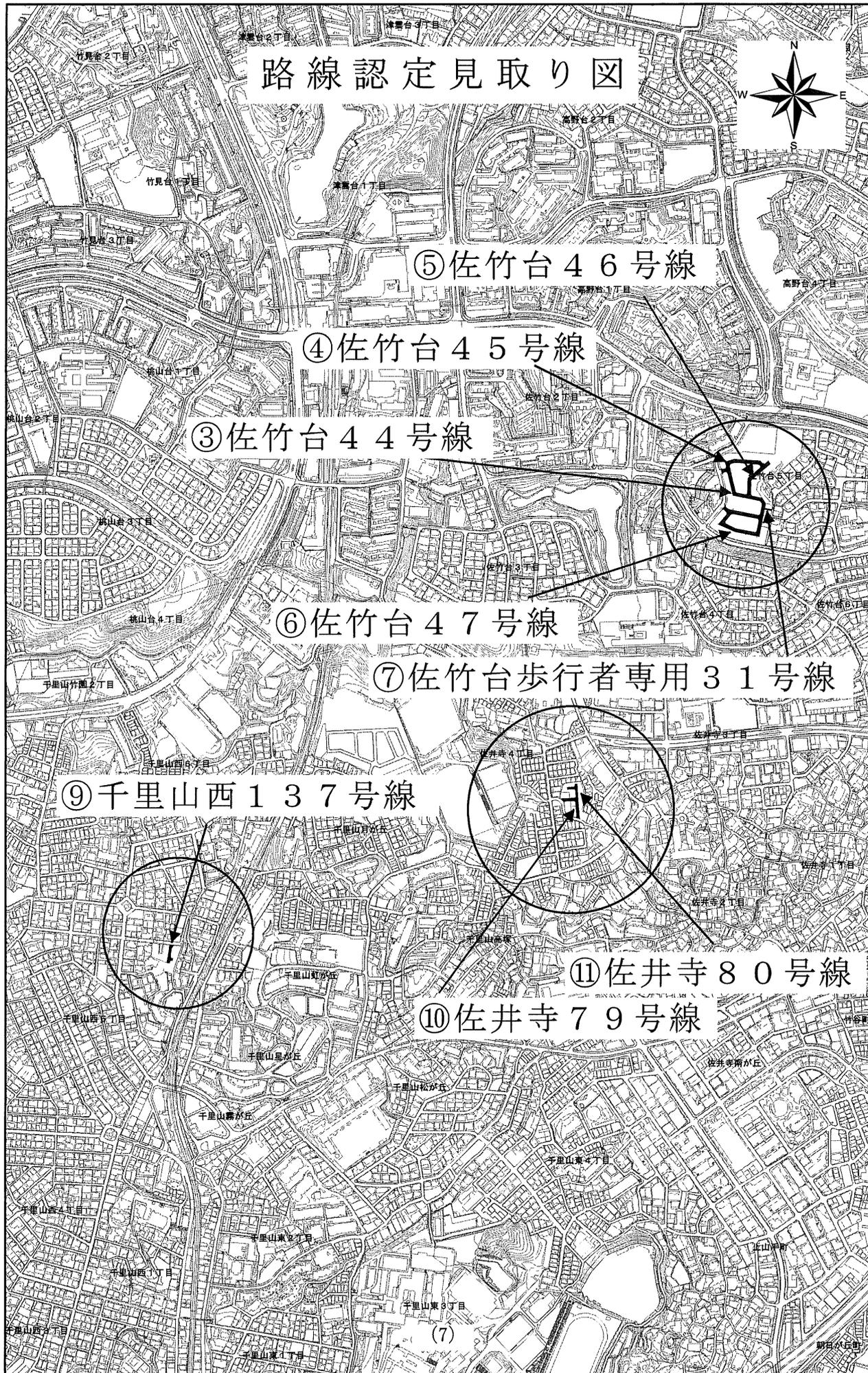
⑥佐竹台47号線

⑦佐竹台歩行者専用31号線

⑨千里山西137号線

⑪佐井寺80号線

⑩佐井寺79号線



路線認定見取り図



⑧五月が丘68号線

⑱岸部中93号線

⑳原町121号線

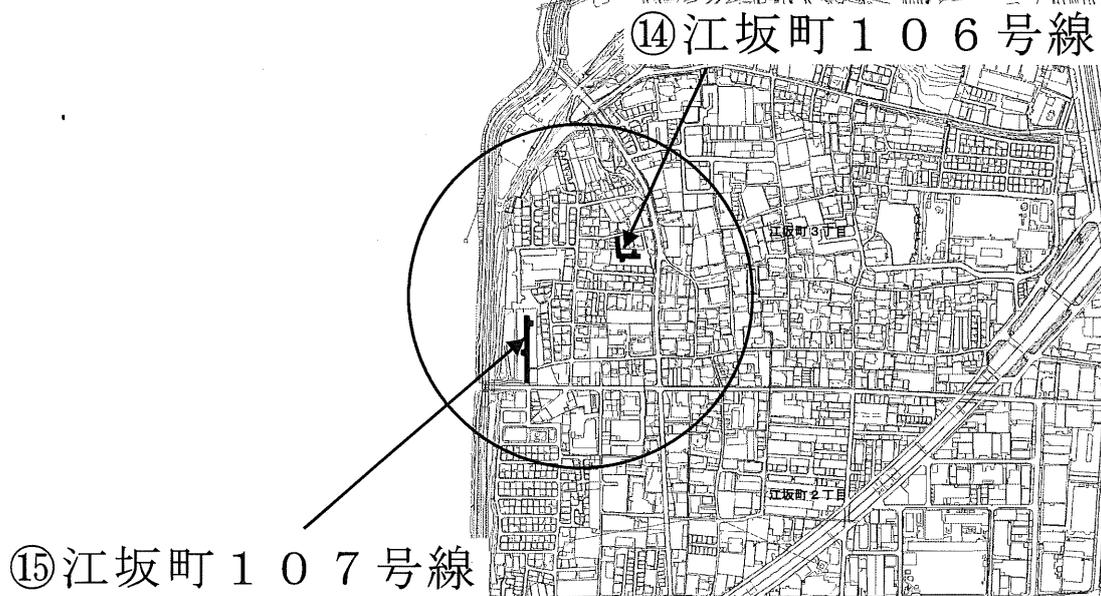
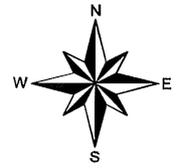
⑲岸部中94号線

⑬岸部南歩行者専用1号線

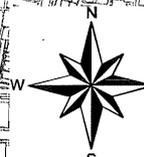
⑫岸部南28号線

(8)

路線認定見取り図

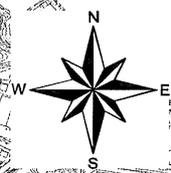


路線認定見取り図

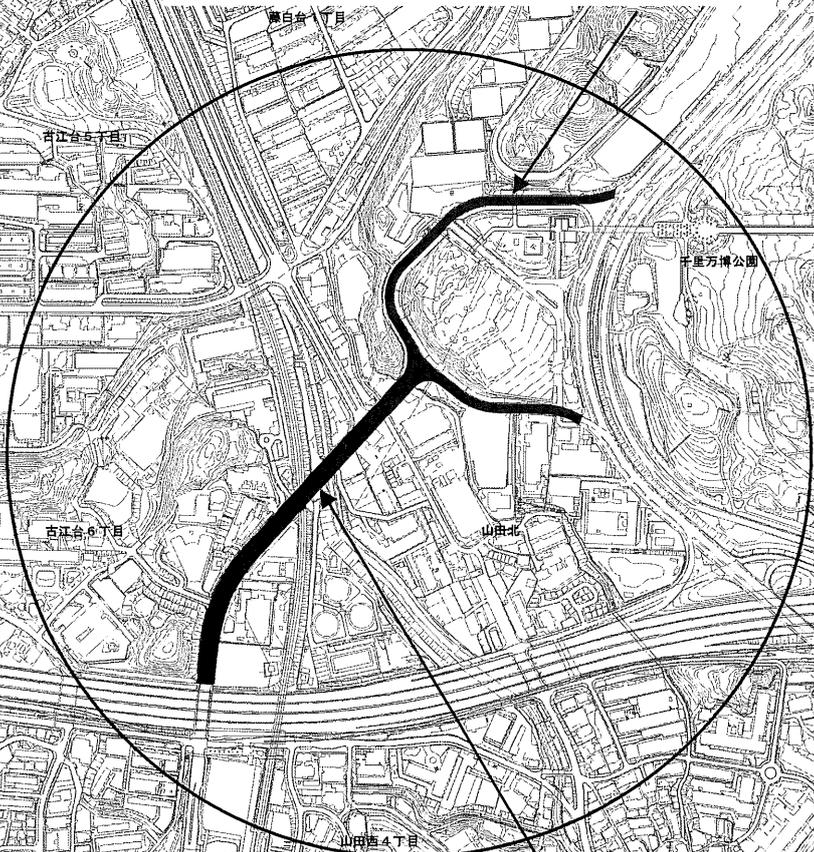


⑩南吹田100号線

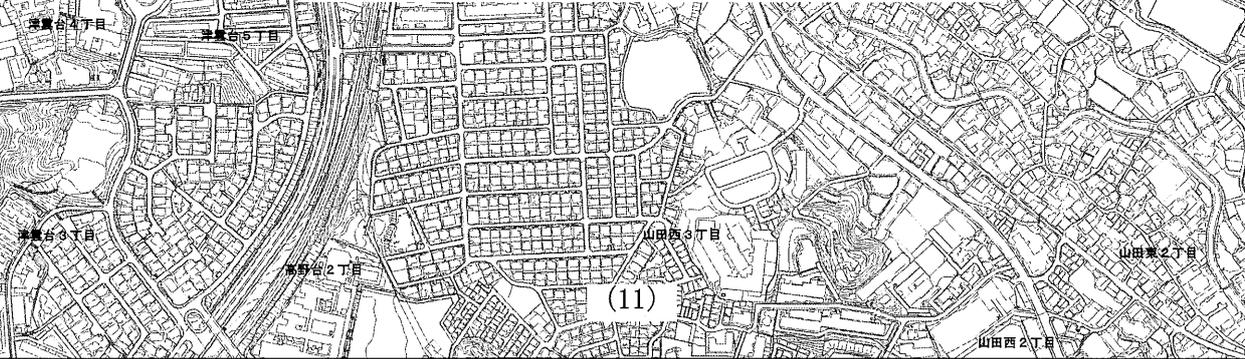
路線認定見取り図



② 千里万博公園山田北線



③ 山田北千里万博公園古江線



位置図

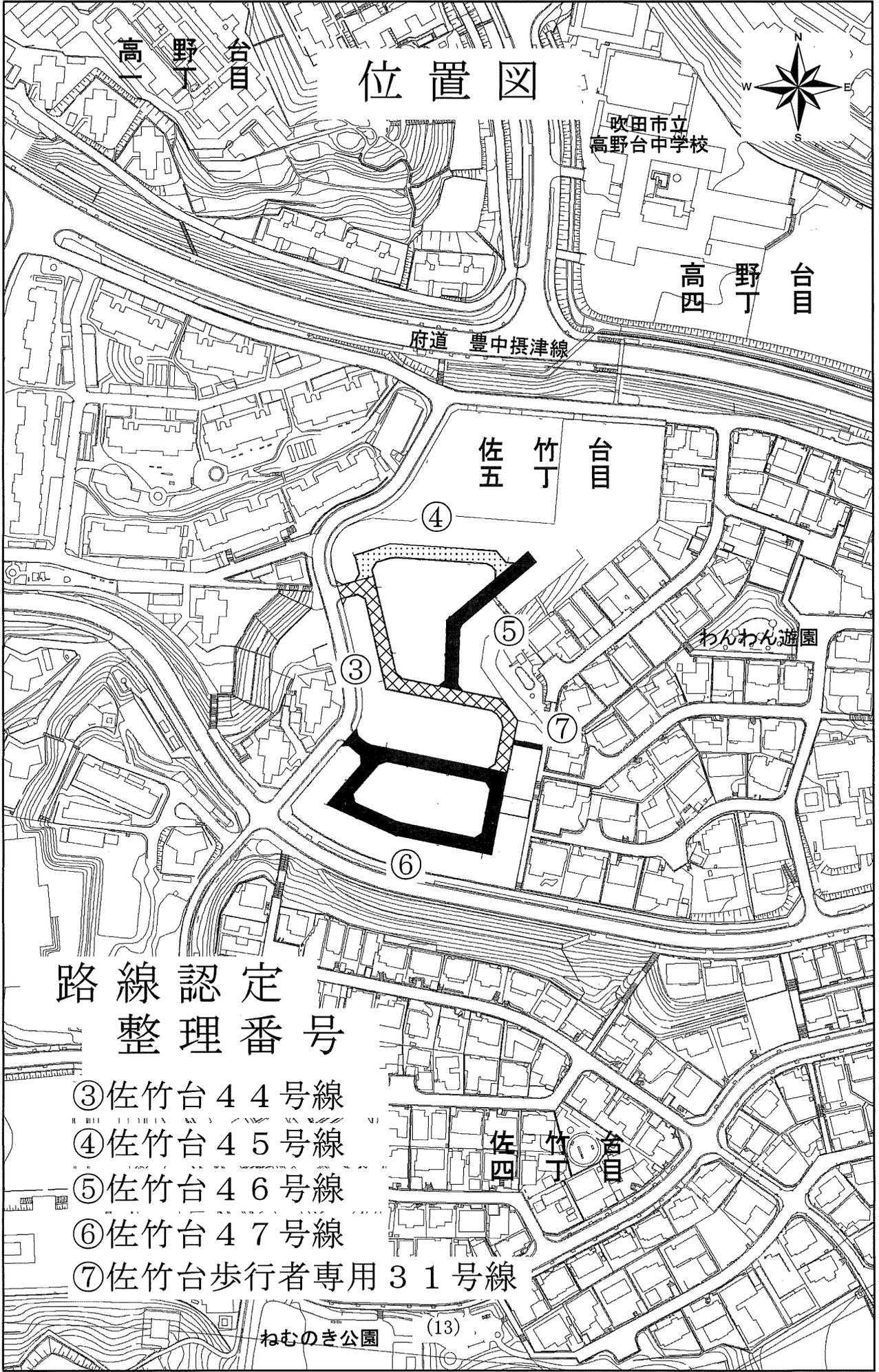


路線認定 整理番号

- ①千里丘西5号線
- ②千里丘西歩行者専用1号線

長野東

(12)



位置図

路線認定 整理番号

- ③佐竹台 44号線
- ④佐竹台 45号線
- ⑤佐竹台 46号線
- ⑥佐竹台 47号線
- ⑦佐竹台歩行者専用 31号線

位置図



高野台
五丁目

府道 豊中摂津線

千里緑地

佐竹台
六丁目

⑧

五月が丘北

五月が丘西

路線認定
整理番号 ⑧五月が丘68号線

(14)

位置図



千里山西
六丁目

府道
吹田箕面線

⑨

千里山西
五丁目

千里山西
五丁目

路線認定
整理番号 ⑨千里山西137号線

千里山星が丘

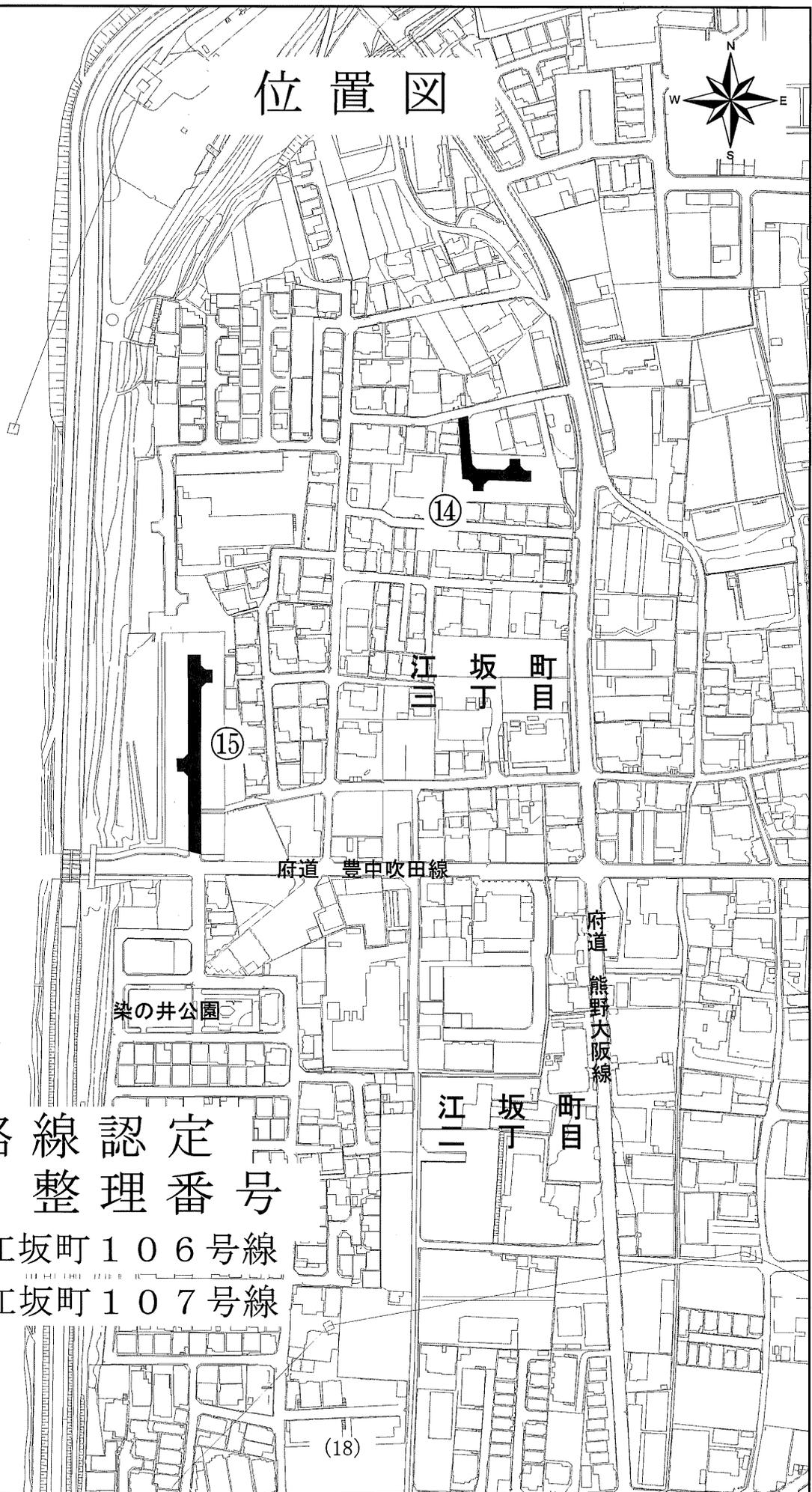
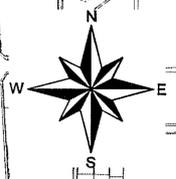
千里山霧が丘

(15)





位置図



⑭

江坂町目

⑮

府道 豊中吹田線

染の井公園

府道 熊野大阪線

江坂町目

路線認定 整理番号

⑭江坂町106号線

⑮江坂町107号線

(18)

位置図



山田東目

山田東目

伊射奈岐神社

①7

山田東目

山田下公園

主要地方道 旧大阪中央環状線

路線認定
整理番号 ①7山田東120号線

山田西目

吹田市立
山田第三小学校

(20)



東消防署
岸部出張所

位置図



岸三丁目
北目

岸五丁目
中目

岸部
大野町
岸部
大野町

岸四丁目
中目

⑱

⑲

岸三丁目
中目

路線認定
整理番号

⑱岸部中93号線

⑲岸部中94号線

吹田市立
岸部第一小学校

(21)

岸部新町



位置図



山一 田丁 東目

檜切山

尺谷

山一 田丁 西目

吹田市立
山田第五小学校

名神高速道路

主要地方道 茨木摂津線

山田市場

②①

山田南

路線認定
整理番号 ②①山田南23号線

(23)

位置図

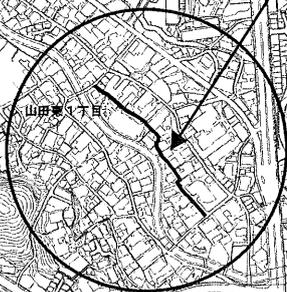


路線認定
整理番号 ② 千里万博公園山田北線
③ 山田北千里万博公園古江線

路線廃止見取り図



①山田東75号線



②山田南21号線

位置図



路線廃止 整理番号

- ①山田東75号線
- ②山田南21号線

(26)